

平成19年第3回  
利根町議会定例会会議録 第4号

平成19年9月11日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石塚稔君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蛭原一博君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	弓削紀之

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 4 号

平成19年9月11日(火曜日)

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

#### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

---

午前10時00分開議

議長(岩佐康三君) おはようございます。

昨日に引き続き大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

議長(岩佐康三君) 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に質問を許します。

5番通告者、1番能登百合子君。

[1番能登百合子君登壇]

1番(能登百合子君) 皆さんおはようございます。1番能登でございます。

質問に入る前に一言だけ言わせていただきます。

皆様ご承知のように、4月の選挙で議員になったばかりの新人です。選挙のころ一斉に始まった田植えが、今では黄金色の実りの時期を迎えております、一部には収穫も終わっております。このように目に見える実りを早く実現できる活動をしたい、そのように目指しておりますけれども、何分にも、経験と実績を積み重ねられた先輩方のようにはまいりません。それでも議員なのかという場面もあるかと思っておりますけれども、そのようなときに、もう二度と立ち上がれないような厳しいご指導ではなく、広い心で接していただけますように、関係各位の皆様をお願いをしまして質問に移らせていただきます。

私は、龍ヶ崎との合併についてと、ひとり暮らしのお年寄りに対する取り組みについて

の2点を質問させていただきます。

まず、龍ヶ崎市との合併についてでございますが、2005年7月、合併を実現する井原が、合併を壊した遠山かと選択を求められました出直し町長選挙の結果、井原町長が誕生し、これで合併できると、私を含め多くの町民が思い込んでいました。議会では、住民最大の関心事として、定例会では毎回、複数の議員が合併について質問に立っております。

7月、就任した町長に、早くも2カ月後定例会で、やめないのかとの質問にはともかく、町長は、一度壊れた信頼関係を元に戻すのは大変難しいという答弁をしておられます。私が龍ヶ崎市民であっても、裏切られたという怒りと、ぬぐい切れない不信感から、二度とかかわりたくないという心境になると思います。このことは遠山前町長の責任であり、住民の意思とは別なものです。とはいっても、この最悪の状況からスタートしたわけですから、町長の答弁は当然のことだと思いました。

何分にも相手のあることであり、何もかも公開するというわけにはいかない、井戸端会議のように無責任な情報を出せないという中で、取り組まなければならないというご苦労は多々あったと思います。

そんな中で、入ってきた情報によりますと、龍ヶ崎市長選挙で串田市長が当選されてからでないか動けないとか、理由はいろいろあったみたいですが、県議選が終わってからとか、4月の統一選で、合併賛成派の議員が過半数でなければ安心して合併は進められないとか次々出てくる、熱意だけでは解決できないタイミングの悪さに歯がゆい思いができました。

8月3日、茨城県市町村会議推進審議会がまとめた自主的な市町村の合併の推進に関する構想、いわゆる素案に、龍ヶ崎市、利根町を合併協議を進めることが望ましい組み合わせとすると盛り込まれました。昨日、高橋議員の合併について、どこまで真剣に取り組んだかという質問に、取り組んだ結果がこの素案にただ一つ盛り込まれたということだと町長は答弁されました。公式、非公式、はかり知れない交渉の結果と受けとめております。

しかし、タイミングの悪さがあっても、最大限の努力をしているにもかかわらず、スムーズに進んでいると実感できない一番の問題点は何なのでしょう、そのことを町長にお聞きします。

次に、ひとり暮らしのお年寄りの取り組みについてです。

この夏、例年にも増して異常ともいえる暑さで、室内にいながら熱中症で死亡という報道は、一度や二度のことではありません。私の身近に、暑さのために食が進まず、熱があることから、念のために入院をしたという例がありました。軽い熱中症ということで、翌日からの暑さを考えると、一日状況がおくれたらと思うと大変心配されるところです。

聞くところによりますと、フレッシュタウンでは、実際に、ひとり暮らしのお年寄りが亡くなったということをお聞きしました。周りの方々が大変真剣に見守っていられた中でこのことであり、大変お気の毒なことだと思ひますし、残念なことだと思ひます。

高齢化が進んでおりますので、いかなる理由かによりまして、ひとり暮らしの方はふえております。あすは我が身と大変不安に思っているお年寄りがいっぱいいると思います。町の仕組みがどういうふうになっているのか、どのように取り組んでいるのかをお伺いしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、能登議員の質問にお答えをいたします。

まず龍ヶ崎市との合併についてでございます。

私が、平成17年に町長になり、合併の実現のため、龍ヶ崎市長と公式、非公式に何度もお話し合いをさせていただいてきたところでございます。

その中で、龍ヶ崎市長は、合併は避けて通れない問題である。市町村合併は必要であると話をしております。しかし、龍ヶ崎市民の合併に対する機運は、平成17年3月に合併協議会が事実上解散し、法的には存続しているわけでございますけれども合併が破綻になると急に冷めてしまった。今の龍ヶ崎市長のスタンスは、市民の機運が再び盛り上がってくれば合併を推進するというような消極的な対応であるかと思えます。

しかし、市長は、お互いにしっかりとした足腰を構築し体力をつけることが大切であるともお話をされております。つまり利根町が行財政改革をさらに推進をいたしまして、龍ヶ崎市民が納得するよう、しっかりとした行政と財政を構築し、安心して合併の話ができる市町村として生れ変わらなければならないのではないかというふうに思っておるところでございます。

昨日もお話を申し上げてきたところでございますが、合併特例法の旧法下では、特例債などの財政支援が手厚くなっていました。しかし、新法下では特例債はなく、財政支援もほとんどありません。このことが合併が進まない大きな要因の一つであります。

龍ヶ崎市も財政が厳しく、特例債を想定した事業ができなくなり、財政もここ二、三年が一番厳しい時期であると言われております。龍ヶ崎市民からは、利根町は財政が悪いので、合併しても龍ヶ崎市はメリットがないというような話も出てきているところでございます。

私が行財政改革を進めているのは、利根町の将来のため、また、ひいては合併の推進のためにもやらなければならない課題であると思っているからであります。

また今回、茨城県市町村合併推進審議会より、自主的な市町村の合併の推進に関する構想、これは素案でございますが、示されました。素案の内容は、龍ヶ崎市、利根町を合併協議を進めることが望ましい市町村の組み合わせとすると、構想を対象の市町村の組み合わせに、茨城県内では唯一、龍ヶ崎市と利根町が位置づけられました。

私は今までの議会でも話してまいりましたが、この茨城県市町村合併推進審議会の動向

が、今後の合併を左右する重要なポイントになると考えております。そのため、各方面に働きをかけ、お願いをしてまいったところでございます。

8月3日の審議会から、龍ヶ崎市長が茨城県市長会長として委員に選任され、出席をされております。その中で、今回の枠組みが発表されたことは非常に重要な意味をもっているものと考えております。

さらに、今回の組み合わせについて、パブリックコメントが実施されておりますが、私は、この内容をすぐに町民の皆様方にお知らせし、町内に、合併に関する情報として、自主的な市町村合併の推進に関する構想の抜粋と、意見募集の案内を全戸に配布いたしたところでございます。意見募集による町民の思いが、茨城県市町村合併審議会に、さらに委員である龍ヶ崎市長にも、この思いが届くように願っておるところでございます。

審議会は、さらにもう一度開催され、内容を調査、整理した後、知事への答申となると伺っております。知事からの構想発表はその後になると思われれます。

私の合併の取り組みは、市長との話し合いだけでなく、障害となっている問題点を考え、一つ一つ改善し、合併が進展するよう努力してまいりました。それが利根町の行政改革の推進であり、茨城県市町村合併推進審議会の働きかけであります。今後は、特例債にかわる県の合併財政支援の要請が重要な案件であると思っております。これからが合併の一番大切な時期であると考えております。さらに努力していく所存でございますので、議員の皆様方にもご協力方よろしくお願いを申し上げます。

次に2点目の、ひとり暮らしのお年寄りに対する取り組みについてでございます。

町のケアの状況はどのようなになっているかというようなご質問でございます。

まず、当町の9月1日現在でのひとり暮らしのお年寄りの人数でございますが、246名で、男女別の内訳は、男性が68名、女性が178名でございます。この人数の把握につきましては、平成17年度に、65歳以上のひとり暮らし高齢者台帳の整備を目的に、民生委員、保健師、社会福祉協議会等々が連携をもちまして訪問調査を行っております。その後、変更につきましては、各地区の民生委員37名おるわけでございますけれども、この委員さんによりまして随時ご報告をいただいているところでございます。

町の取り組みの状況につきましては、ひとり暮らしの高齢者の方々の中で、外出困難な方や病弱な高齢者のみで生活をしている世帯を対象といたしまして、緊急通報システム事業を実施しております。この装置は、体調の異変などで緊急を要するときには、利根消防署に直接発信する——ボタンを押すだけでございますけれども——発信することができる専用の通報機器でございます。現在の貸与件数は87件でございます。

また、愛の定期便事業と称しまして、見守りが必要とみられるひとり暮らしの高齢者の方に対しまして、週1回、乳製品を配達し——ヤクルトでございますが、もちろんこれは直接手渡しでございます——をしながら、対象者の方に何か異常が認められた場合は、早急に町関係機関に連絡をいただく手順になっておりまして、安否の確認、健康の保持、孤

独感の解消に努めているところでございます。現在、この事業の訪問宅は50軒でございます。

さらに、利根町社会福祉協議会では、ふれあい給食サービス事業と称しまして、おおむね70歳以上の在宅ひとり暮らしの高齢者に対しまして、月2回1食300円でございますが、昼食を届け、食生活の安定と健康維持に寄与しているところでございます。現在の利用者は53名でございます。

また、地域ケアシステム推進事業の中で、本人が希望する場合は、民生委員、保健師、警察、社会福祉協議会が連携し、見守りネットワークと称して、在宅のひとり暮らしのお年寄りを在宅ケアチームでも支援しておるところでございます。

一方、現在元気でひとり暮らしをされている高齢者の方につきましても、いつどのような状態になるかわかりませんので、各地区の民生委員に見守りの強化をお願いしており、何か異常が認められたときは、随時連絡をいただく手配になっておるところでございます。

今後ますます高齢化が進む本町におきましては、特にひとり暮らしのお年寄りが増加している現状の中で、だれもが安心して生活できるまちづくりを目指し、これからも、消防署、警察、地区の民生委員、さらには社会福祉協議会等々との連携を密にいたしまして、よりきめ細かな見守り体制を推進していきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君。

1番（能登百合子君） ただいまの町長のお答えの中で、龍ヶ崎市民の醸成がなされていないというお話がありました。私も近く龍ヶ崎に知り合いがおりまして、そういう話を聞くときに、貧乏な利根町と一緒にするのは嫌かしらと聞くと、そんなことはない、今まで進んできたのだから、いつ合併ができるのかしらね、いつになるのかしらねという声も聞こえてまいります。完璧とはいきませんけれども、そういうものを積み重ねていくことが必要なのだと思います。

3年前のことですが、串田市長は、50年前、1町6カ村の先人たちの協力で今の龍ヶ崎があります。龍ヶ崎自分さえよければいいということではなく、今度は、子孫のために、30年後、50年後の自立した町とするために、利根町との合併が必要なのですという話をされた場に私はおりました。大変うれしい思いで聞き入って、早く龍ヶ崎市民になりたいと思いました。

ところが、このごろその串田市長の意向がどうも見えてこない、消極的だというふうに聞こえてまいります。龍ヶ崎市議会9月定例会で、合併についての一般質問があったと聞いておりますが、どのような内容だったのか、お答えいただきたいと思います。

そして2件目の、ひとり暮らしのお年寄りに対する取り組み、仕組みですけれども、現実、まだそれに該当していない私なんかでも、こんなにいろいろあったのかということは今改めて知りました。皆さんにこういうことを知っていただいて、あすは我が身と思って

いらっしゃる方に、こういう仕組みもあるから、こういうときにはこうしたらいいんじゃないかしらという情報を提供する分、それが大変大事なことだと実感いたしました。

皆さん一生懸命に取り組んでいらっしゃることも伝わってまいりますし、民生委員さんが、尋ねていらっしゃる姿も身近に見ておりました。当事者たちは一生懸命頑張っていると思います。それでも、今回のようなフレッシュタウンのような例が出たりするわけですので、一人一人がそのところを十分に承知をして、あすは我が身、他人事ではないという気持ちで接していくことが重要なことだと思います。

町としては、行政として周知徹底、これらがありますというのは十分に出している、それはそういうふうに思いますけれども、関係のない部分というのは案外見ていないというのが現状ですので、この機会に、きょうここにいらした皆さんを初め、わかっている人はもっともっとこのことを皆さんにお知らせする必要があるなと受けとめました。

以上、1点です。2点目は承知いたしました。それぞれが努力すべきことだと受けとめております。最初の問題だけお答え願います。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それではお答えをいたします。

去る9月7日に、龍ヶ崎市議会が開かれておりまして、その中で一般質問が行われております。1人の議員が合併について質問をいたしております。そのときに、市長がいろいろとお答えをしております。市長の意向は完全に私が把握しておりませんので、何と申しますか、私がまとめたというか、私が聞き及んでおったこととお話させていただきたいと思っております。

まず市長は、所信表明の中でも、合併の組み合わせと申しますが、合併について述べております。これは9月4日の定例会初日でございますが、龍ヶ崎市長は冒頭に、市町村合併審議会の素案では、我が町と利根町の合併を進めることが望ましい組み合わせとして位置づけられておりますが、私は8月3日に開催された同審議会に、茨城県市長会長として、また当事者として初めて出席し、次のように意見を述べてまいりました、ということをおっしゃっております。

その中で、市町村合併は、効果的な行政運営のために不可欠な課題であると認識しておりますが、現時点、つまり新法下、特例法下における龍ヶ崎市のスタンスは、あくまでも白紙であり、現在はしっかりとした財政基盤構築への取り組みを進めるべきであるということ。次に、市民、民意が大いに合併について関心や理解を示すことこそが合併を論ずるための前提であること、そしてその上で、龍ヶ崎市がメリットを享受できる市民の十分な理解を得た合併でなければ、龍ヶ崎市長としてこれを進めることができない。私は同審議会の委員ですが、同時に8万市民を代表する龍ヶ崎市長として、龍ヶ崎市が合併を進めるためには、以上のような課題であることを審議会において表明してまいりました。このよ

うに述べておるところでございます。これは所信表明の中で述べたものでございます。

それからまた、いろいろと議員の質問に対して答えております。

対象が18市町村の中で、なぜ龍ヶ崎市と利根町の組み合わせだけが取り上げられたのか、ということの質問でございますが、それにつきましては、昨年の5月に、茨城県市町村課長と意見交換を行ったところであり、その内容につきましては、合併は避けて通れない問題であり、2市1町による組み合わせが将来の基本となると考えていること。しかし、現在においては白紙であることなど龍ヶ崎市のスタンスを示しましたと、このように答えております。

この中で、大切なことは、さきに茨城県市町村合併推進審議会がまとめた素案がございしますが、その素案に触れていないという点でございます。大変残念だなというふうに思っております。合併推進審議会が発表した素案は、構想市町村の組み合わせに、龍ヶ崎市、利根町の合併協議を進めることが望ましい市町村の組み合わせとすると織り込まれ、龍ヶ崎市、利根町は、旧合併特例法下で法定協議会が設置され合意寸前まで協議が進められたものの、利根町の事情により合併に至らなかった経緯があるが、現在、利根町においては町長、議会等が合併を望んでいる状況にある。一方、龍ヶ崎市においては、審議会が実施した意向調査の結果、将来的なまちづくりの基本として、時期に関係なく牛久市と利根町との組み合わせを考えているものの、財政基盤の強化や市民の合併機運の醸成などが合併協議を再開するための大きな課題となっている。今後こうした課題の解決が図られ、両市町において合併を目指した積極的な協議が行われることを期待しております。このように審議会の方では述べておるところでございます。

それからまた質問の中で、では、合併機運が一気に外から醸成されるとも考えられるが、これらについてはどうか。つまり、龍ヶ崎市民は余り合併機運が低くても、外部から、利根町から、あるいは県からというふうな、外からというふうな言葉使っていますけれども、それから醸成されることも考えられるけれども、それについてはどうかというふうな質問で、市長は、利根町が龍ヶ崎市との早期合併を望んでいるのは承知しております。隣接自治体の意向は真摯に受けとめたいとは存じますが、まずは龍ヶ崎市民の民意、意向が大事であります。現時点では龍ヶ崎市民には合併機運は高まっていないと、このように反論しております。

次に、質問の中で、龍ヶ崎市に審議会から、あるいは県から勧告することはあるのかないのかという質問でございますが、それにつきましては市長は、知事が勧告するという見通しがあるかということについては私の範疇を逸脱している問題である、このように答えております。

それから、質問でございますが、市長は合併は避けて通れないという認識であれば、合併の是非を問う住民投票条例を事前に制定する必要についてということで質問されておりますが、これにつきましては市長は、住民投票条例の制定については、民意を明確にするた



めの一つの手段である、しかし、市民が強い関心をもって議論されているような状況になった場合、施政方針の決定のための選択肢の一つであるというふうに答えておりました、現在の議会制度との関係、かかる費用面、さらに住民間にしこりが残るおそれがあるなど、住民投票を疑問視する声も他方では言われているということで、今実施する状態にはないというふうに答えておるところでございます。

このように、今議員がご指摘のように、30年、50年後の子孫のために合併は必要ということで当初は言うておりましたけれども、今回の9月定例会の一般質問の中では、以上のように答弁しておるところでございます、きのうもちょっと申し上げましたけれども、大分正面から横向きになったなという感じは否めないところでございます。以上です。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君。

1番（能登百合子君） ただいまの説明を聞いているうちに、どんどん気持ちが重くなってきて、合併はどんどん遠くなっていくのかなという気がしてくるのですけれども、ここまでやってきた合併の取り組みに対しては何がなんでも実現したい、そのように考えております。

それで、利根町民になった27年前、町政懇談会の席で、元町長鈴木嘉昌氏は、合併についての質問で、龍ヶ崎と断言されました。茨城県玄関口でもあり、夫や子供たちの通勤、通学の最寄り駅でもある取手市との合併を希望していた、私なんかはその一人ですけれども、希望していたのですけれども、県の都市計画審議会の審議で、牛久市、龍ヶ崎市、利根町は一つの単位のまちづくり、既に道路事業、インフラ整備等が進められて、人口対策に取り組んだと聞き、ああそういう事情があったのかと納得をしました。そのあと、龍ヶ崎の方にも大型店舗ができたり、学校を通うのも病院へ行くのも、私たちはもう事実上龍ヶ崎市民のような暮らしをしておりました。

きのう、高橋議員が合併について、利根町は龍ヶ崎に嫁に行くというようなわかりやすい例で話されましたので、私もその例をちょっと利用させていただきます。

16年1月スタートした龍ヶ崎利根町法定合併協議会は、言うなら、花嫁の利根町も、花婿の龍ヶ崎も相思相愛でスタートしたわけです。で、きのうの話にありましたように、話は順調に進み、結婚式直前というところまでいったわけです。私たちは、もうこれで龍ヶ崎市民になれると思ったものでした。

どんな理由があったのか今もってわかりませんが、龍ヶ崎が両手を広げて待っていた合併という入り口の扉を、私たちの目の前でパタンと音をさせて閉めたのは、遠山前町長なのです。国で推進した事業に対するこの行いに対して、県も国も承知のことだと聞いております。

井原町長は、公約違反だとか、辞任しろだとか、責任追及される方もおられますが、それは数ある意見の一つです。何をもって公約とするか、私は、利根町選挙管理委員会から選挙広報に出される政策が公約だと受けとめております。

辞任すべきだというご意見については、公約違反だということについては、その選挙広報、今ここに一応持ってまいりましたけれども、平成17年7月24日執行利根町長選挙広報、この中には、できてもできなくても2年でやめますということは書いていないのです。ですけれども、選挙戦の中で町長が、できてもできなくてもやめるという意気込みの言葉は聞いております。

責任をとれとか、けじめをつけろとか、そういう話で言うのであれば、今のこの厳しい現状、あれほど前向きに考えていた龍ヶ崎市が、どうも消極的で実現できるかどうか危ういという状況にある、この状況をつくった人にこそ責任をとってもらいたいと思いますし、けじめをつけてもらいたいと、そんな気持ちであります。

ただし、その責任をとれのどうのこうのと言い出したら、ああなったらこうだとか、こうなったらそうだとか言うべきことはいっぱいあるのですけれども、終わったことを言っても前には進みませんので、今回の素案に出された分、龍ヶ崎市と利根町が唯一取り組むべき合併を進めていく組み合わせだという、この機会に、何がなんでもまとめて実現をしていきたいと私は思っております。

今、私たちがやらなければいけないことは、今何をするかということで、終わったことをああだこうだと言っているても仕方ないことですので、まずできることをやって、そしてそれが将来の自分たちの子供あるいは孫、その子供たちに残していけるものを今努力をする、そのことが大事だと思っております。

その一つの方法が、さっき町長おっしゃったパブリックコメントもその一つかと思えます。回覧で回ってきたときには、切手を張るようなこういうものをやる人はいないんじゃないのとか、どこまでみんながこれに対して答えてくれるかしらとかいう、現実そういう問題もありますけれども、こういう事情がある、こういうことで皆さんの意見で、龍ヶ崎の市長の気持ちも動かしたい、そういう気持ちを一生懸命伝えていくことが、まず一番かと思えます。

先ほど、数ある意見の一つだと申し上げましたけれども、私は、町長がやめるべきだというようなご意見に対して、約束は約束だからやめますよというのが、もしかしたら潔く聞こえるかもしれませんが、それはとんでもない話だと思います。

今の利根町では、時間的にもゆとりがありません。財政的にも、任期が2年残っている町長選挙をやり直すようなゆとりはありません。今ここで、町長がやめるようなことになったら、今まで、渋々という中でやっとここまで進んできたという話を元に戻してしまうことになります。それは大変むだなことですし、もう合併をあきらめなくてはならないという状況になることだと思います。実現の可能性は、この段階でなくなるのではないかと思っております。

これから先、まだまだ厳しい状況がいろいろ出てくると思いますし、町長も、その中で、どういうふうに対応していくかという大変苦しい状況の中に立たされると思います。しか

し、雑音に振り回されることなく、町長は、合併を実現するといって町長になったわけです。合併を実現するまで、どんなつらいことがあるろうとも、どんなに苦しいことがあるろうとも、それこそ皆さんとされた約束である、龍ヶ崎市との合併を実現しますという言葉を実現のものにしていただくべくしっかり頑張っていたいただきたいと思います。町長の揺るぎない決意のほどを確認させていただいて質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） いろいろ考えてみるに、当町におきましては、行政も議会も、町民の皆様方も、大体は合併の方向で固まっているというように思います。龍ヶ崎市の動向はどうなのかなということで、今ちょっと思い出しながらメモって見たわけでございますけれども。

まず、議会の動向でございますが、合併協議会が破綻になった時点で、やはり裏切られたと、その思いが強いというふうに私は思っております。そのことが、合併協議会の廃止の可決につながったのかなというふうに私は思っております。

今さら言うのも何でございますけれども、当時、もう少し龍ヶ崎議会との話を密にして、この合併協議会廃止につきましても、連絡をとり合いながら、どうしたらいいのかという扱い、同時期の開催でございますので、時間的に余裕はありませんけれども、その辺の連絡調整も必要だったのかなというふうに感じております。

それはなぜかといいますと、旧法であっても新法であっても、やはりそういう法に基づく協議会の存続というのは必要だったというふうに私は思っております。今現在もいろいろな話をさせていただく中で、県や何かへ行ったときもその話よくするのですが、旧法は3月31日でなくなったという説明もありますけれども、私から見ればまだ残っている。龍ヶ崎市は否決したけれども、利根町はそのまま存続を認めただけでありますから、仮に、これが両議会でも否決したら今どうなっていたか、恐らく旧法による経過措置が適用され、この特例債もまた認められたのではないかと、また総務省との交渉の窓口というか、その糸口になったのかなという感じがいたします。

そういうことで、市長も、市民に対する機運の醸成に対する旗振りが、いまいち力が入らないのかな。それは、特例債でいろいろな住民サービス、公共施設の整備等を新市計画の中で、また、おこなっているそういった福祉施設の整備を考えていたというふうに私は思っております。それがなくなった現在、どういうふうに説明していいかわからない、そういう状況の中では、首長みずから旗振りにやはり力が入らない状況なのかなというふうに感じておるところでございます。

それから、市の方から聞こえてまいります、利根町は赤字財政が続くから合併を望んでいるんだというような話も聞くわけでございますけれども、こういった市民の声にこたえる意味でも、また内々に利根町は自立できるんだという方向性を示すためにも、やはり行

財政改革を断行して、自立したまちづくりをつくっていかねばならない、そうすることによって、市長の重い口が開いていくものと私は思っておるところでございます。

かたい決意というふうな話でございますが、合併協議会が廃止に追い込まれた時点での市長の言葉、今ちょっと思い出してみたのですが、利根町民の思いを気遣う言葉であったかと思えます。いずれも、早い時期に、合併が協議会の場で、また場にのせて実現可能な言葉を示唆してくれていたような感じもいたします。この言葉で利根町民は当時、奮い立ち、首長への交代への大きな力となって来たというふうに私は感じております。その熱い町民の思い、それを受けて、私はこれまで合併に取り組んでまいったところでございます。

私は、火中のクリを拾うという言葉を使わせていただきましたが、私はまだクリに触れておりません。合併を実現させて、今問題となっている千葉竜ヶ崎線、あるいはまた若草大橋の開通の経済効果などを十分に発揮させ、龍ヶ崎・利根地方の発展につなげていければなど、このように感じているところでございます。

火中のクリは大変熱いというふうに思いますので、手はやけどすることになると思いますが、もちろんそういった困難は山積みしていると思います。しかし、実現するまで、やはり全力を投球したいというふうに思っております。その間、財政を強化して、町民の生活の安定を図っていきたいと思います。

必ず利根町をよくしたい、またよくなるというふうに私は思っております。これからも全力投球で頑張らせていただきます。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

---

午前10時55分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告者、5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） こんにちは、守谷貞明です。

通告順に従って私の質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく分けて三つあります。1番目は、合併について、2番目は、財政健全化について、そして3番目は、町の活性化についてであります。

それでは、1番目の合併についての質問ですが、昨日、本日で、先輩議員そして能登議員の質問などで町長のお答えが明確に私は理解できたと思っております。そこで質問の一部を割愛させていただきます。

私の合併についての質問はただ1点、龍ヶ崎市側の合併に対するものの考え方、それから市長の考え方、発言等は、先ほども町長からあったように、白紙であるとか、さらには

審議会に対するヒアリングで、将来的なまちづくりの基本として時期に関係なく、時期に関係なくと言っていますね、牛久と利根町との組み合わせは考えているものの、財政基盤の強化や市民の合併機運の醸成などが、利根町と龍ヶ崎市の合併を再開するための大きな課題となっているというふうに審議会が論評するほどの、ある意味では、先ほどから言われているように、合併推進への情熱といいますか、機運が希薄となって、龍ヶ崎市と当町との合併の優先順位が大分後退してしまったことを私は非常に深く印象づけられた発言だと思っています。

ですから、2年前は、100メートル競走でいえばゴールの寸前にいたのですが、今はスタートラインにも立てずにもっと後ろにいるという、そんなに後退したような印象を受けています。

私たちの町にとっては、龍ヶ崎市との合併が非常に重要な問題なわけですから、じゃどうやって具体的に合併を実現するのか。その施策については、町長は、昨日来、きょうもそうですが、質問の中で答えておられます。私の質問は、合併までの目標年数をまずお聞かせください。さまざまな努力を積み重ねるのは当然ですが、やはり一応計画というのは目標をもってやるものであるならば、何年かかるのか、それを、相手があることで大変言いつらいことだとは思いますが、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

次に、財政再建についてであります。

龍ヶ崎市との合併実現が、最短で仮に3年から4年かかるとしますと、当町の財政、利根町の財政がそれまでもつのかどうかが大変心配です。理想を言えば、自主自立の精神で財政再建に取り組み、合併しなくてもやっていけることが理想で、私はそれを願っていますが、現実的には大変難しいと思います。

昨年の6月に発表された集中改革プランの実施で、平成17年度、一昨年は1億9,800万円の歳出の削減が実現できました、約2億円ですね。これは町長以下町当局が頑張ったことで大変評価に値する実績だと思っています。今後さらに財政状況が厳しくなる中、さらなる努力を続けていただきたいと思います。

しかし、私は多少悲観的にならざるを得ないのは、残念ながら利根町の人口は毎年減少し、高齢化が着実かつ急激に上昇しています。国土交通省の研究機関である国立社会保障人口問題研究所、これはつくばにあると聞いていますが、ことし発表された推計では、茨城県で人口減少の多い順、利根町は7番目に位置しています。

平成12年度から平成27年度までは年率9%人口が減ります。そして平成47年度では20%と予測されています。平成27年度の人口よりも約1,000人減ります。ですから、平成27年、8年後には1万7,376人となってしまいます。8年で1,000人ということは、年間平均124人ずつ減っていくわけです。平成12年には65歳以上の高齢者は2,912人、率にしますと人口比で15.3%、それが8年後、平成27年度には6,285人、何と36.2%になります。さらに23年後、このとき私は23年足し算すると多分もう生きていないと思うのですけれども、

全く自信がないですが、そのときの利根町の65歳以上の人口は、平成12年の倍6,051人、率にして約40%、10人のうち4人が65歳以上になります。つまり、若い世代が流出し、65歳以上の高齢者が残り、全体として人口が減るといった典型的な過疎化現象が進行するわけです。働ける世代が減るとは税収の減少を意味し、高齢者がふえるということは、年金生活者がふえ、当然税収も減ります。そして一方で、さらに高齢者の医療費、介護費用等社会保障関連の費用がふえていくことを意味しています。このような状況でどのような財政再建を行うのか、大変私は心配しております。

そこで、1番目の質問です。人件費削減についてです。

町が発表した財政健全化プランでは、その大きな柱として、人件費の適正化を年度ごとに目標を立てています。平成22年度の目標は、人件費全体が11億3,000万円を実現するというふうに言っております。これが実現可能なかどうか、まず1点。そしてこの目標を達成するための根拠と具体的な方法をお聞かせください、ということが1点です。

次に、平成21年度の予算編成についてであります。

平成18年度、去年は財政調整基金から6億8,618万8,000円を一般会計に繰り入れました。その結果、財政調整基金の残高は、現在7億7,395万円となっています。大分減ってしまいました。来年はこの7億7,395万円の財政調整基金がありますから、来年度の一般予算は組むことが何とかできると思います。しかし、この財政調整基金を取り崩したあとの平成21年度以降の予算編成は大変困難になります。そこで、穴埋めの赤字町債を発行せずに予算が編成できるのか、そのためにはどんな施策を、どんな具体的なデータをお持ちなのかをお聞かせ願います。まずできるかできないかがあります。

続いて、三つ目です。町の活性化についてであります。

財政の健全化と町の活性化は車のいわば両輪でございます。どちらが欠けても健全な町政の運営はできません。平成17年度の利根町の財政力指数は0.49、ちょっと難しい数字ですが。この財政力指数というのは、1というのが、茨城県でも財政力指数が1という町が幾つかあります、それは地方債だとか県、国の援助をなしに年間予算が組める、自前の税収で組めるということの意味をしています。ということは、翻っていえば、0.49というのは、利根町の場合は半分も組めないということの意味をしています、独自の予算では。

さらに、利根町の経常収支比率は、平成17年度が97.8%、昨年度は、経常収支比率は99%と1.2ポイント悪化しました。これは一般家庭で言うと可処分所得、自由に使えるお金のことを意味しています。利根町の場合、これが1%、年収500万円の家庭で言えば使えるお金が5万円です。利根町の年間予算は約50億円ですから、5,000万円が可処分所得、使えるお金です。じゃこれ全部使えるかというと思えません。予期せぬ出費があります。家庭でいけば病気だったり、冠婚葬祭だったり、おつき合いだっているいろいろなことあります、町にも当然あります。そのために、補正予算を組むために残しておかなければなりません。ということは、約1,000万円前後か2,000万円あるかないか、大変少ないお金です。

こうした状況の中で、町の活性化をするためにどうすればいいのか。活性化はもちろんお金だけじゃなくて、活性化に必要なのは、すぐれた独創的なアイデアと、それを実現するための情熱、そしてもちろんお金も必要です。こうした財政硬直化の厳しい状況で、町が当面する課題、活性化のために具体的な対応策をどう考えているのか、その施策をお聞きしたいと思います。

1 番目は人口流出、とまらない人口流出をどうやってとめるか、具体的にお答えください。

2 番目、子育て世代の新たな居住者をふやすために、町はどのように考えて、何をしようとしているのか。

それから、3 番目、これも大変大きな問題です。高過ぎる料金の公共輸送機関の問題改善。羽根野台は、取手まで往復800円、片道400円です。フレッシュタウンは、片道480円、往復960円、1 回乗ると1,000円札が飛んでいっちゃうのです、大変だと思います。これは、大利根交通の1 社独占ということもありますが、大利根交通もかなり経営に悩んでいると、苦しんでいると私は想像します。

こうした公共輸送機関の問題、料金を安くし、さらに、もえぎ野とか、四季の丘とか、私の団地は156の空き地と空き家があります。優良な住宅地にたくさん人が住んでもらいたい。東京圏、首都圏で家賃10万円前後で住んでいるアパート暮らしの子育て世代の方にこちらに来てもらえれば、六、七万円で一戸建ての家が買えるんだぞという私はセールスマンやりたいと思うぐらいです。しかし、もえぎ野とか四季の丘には残念ながら公共輸送機関が入っていないわけです。

ですから、今お金を使わずにできることは、私としては、今ある大利根交通を龍ヶ崎の南高校経由で、ランドロームのところからもえぎ野まで入れていったらどうなんだと、そうすれば、あそこを売りやすくなるのじゃないかなんていうのは、私は個人的に思っています。

次です。4 番目。高齢者の通院、買い物の利便性の改善をしていただきたい。

私もあと何年かすると車を運転できなくなると思います。そのときを考えると大変ぞつとします。ああここは陸の孤島だなと、病院行くの大変だなと、1 日仕事でお金もかかるわと、大変不安になります。

さらに、5 番目としては、大量退職を迎える団塊世代の問題であります。この方々、非常にいろいろな経験と能力、キャリアをお積みです。こういう方々貴重な人材です。そういう方々をどう取り込んで、この町の活性化と一緒にあってお役立てて、働いてもらえるようにするのか、そういうことも具体的に考えているのかどうかということですね。

最後に、合併を推進するために振興計画というものを町は考えていますね。この基本方針とコア、中核となる内容をお聞かせください。

以上、高齢者も、子育て世代も安心して住める明るい町にするために、すべての住民と

町議会、そして町長を初めとする役場職員が一体となって、利根町が未来に希望の持てる町として発展することを願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岩佐康三君） 1回目の質問とってください。

5番（守谷貞明君） 1回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、守谷議員の質問にお答えをいたします。

まず合併についてでございますけれども、最終的には、目標年次をお聞かせくださいというようなことでございますけれども、この目標年次につきましては、今私が考えているのは、県知事からの答申が出て、合併の推進構想が正式に発表されたあとで龍ケ崎市と協議しなければなりませんので、まず龍ケ崎市との意見を交換する場の設置が必要かと思えます。ただ単に、利根町で何年度というふうに目標を掲げても、相手があることでございますので、今、何年ということにつきましては答えられません。

続いて、財政健全化についてでございますが、人件費の削減と平成21年度の予算編成についてでございますけれども、利根町財政健全化プランは、今後の利根町における財政状況を検証して、財政立て直しのための具体的な方策を検証し、取りまとめて、数字目標として示したものでございます。

利根町行政改革大綱を基本として、利根町集中改革プランに掲げてある事項の行政改革の取り組みによる効果を盛り込んだ普通会計における財政面の立て直しを位置づけているものであり、歳入と歳出面において、性質別項目に分類して目標効果額を掲げたもので、財政健全化の方向を示したものでございます。

その中で、人件費につきましては、平成18年6月に公表した財政健全化プランでは、議員ご指摘のとおり大きな柱でありますけれども、集中改革プランに掲げたすべての項目が目標を達成できるように取り組み、その結果の目標効果額を織り込んだものが財政健全化プランで、平成22年度までの取り組み後の財政収支見通しとなるものであります。

現時点では、財政健全化プラン、集中改革プランの項目のすべての目標を達成していくことが重要でございます。あえて人件費について申し上げますと、平成17年度の集中改革プランの成果は、目標額3,400万円に達しまして、実績額は6,700万円でございます。現時点では、財政健全化プランは、集中改革プランの目標効果額に連動していきますので、目標を達成しているという状況でございます。

次に、21年度の予算編成はできるかということですが、まず財政調整基金の残高を申し上げますと、この議会に提出している一般会計の補正予算後の基金の状態でございますが、財政調整基金が5億2,069万3,000円、減債基金が2億5,882万円、その他特定目的基金が15基金ございまして18億2,295万7,000円で、総額といたしまして26億247万円



ということになっております。

今後の財政収支見通しにつきましては、財政健全化プランで、平成22年度までの取り組みの財政収支見通しで公表しましたように、平成21年度には、このプランのすべての項目を達成した場合でも、財政調整基金を入れても、財源不足を解消することはできない状態であり、特定目的基金の事業を見直しまして、その基金を活用しなければ予算編成ができない、非常に厳しい状況が予想されるわけでございます。

この状況を回避するには、今申し上げました約26億円の財政調整基金や特定目的基金の事業を見直しをいたしまして、その基金を活用することができれば、平成22年度まで予算編成を行うことが可能になります。またその間、財政健全化プラン、集中改革プランの項目ごとの取り組みを着実に実行しながら、さらなる財政改革を徹底するとともに、新たな歳入の確保に向けて取り組み、財政健全化を図っていかねばならないと考えます。

このように、大変厳しい状況でありますので、議員ご指摘のとおり、住民、議会、関係団体のご協力、ご理解をいただきながら、健全財政化に向けて総力を挙げて取り組んでいきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、町の活性化についてのご質問の1点目の、人口の流出をとめること及び子育て世代の新たな居住者をふやすことについてでございます。今回行いました第3期基本計画の住民意識調査を見ますと、本町が「住みやすい」と回答された理由は、自然が残っていることや地域の間人関係が良好であるとのことでございました。が一方「住みにくい」と答えた理由では、交通の利便性が悪いことや、買い物やレジャーに不便との結果が示されております。このことから、公共交通と利便性の向上や、広域交通体系の整備に努めること、また、大型の商店施設の立地による商業環境の充実に努めることが求められていると思っております。

本町では、長年にわたり、栄橋の朝夕の交通渋滞の緩和のために、竜ヶ崎土木事務所ほか関係機関へ働きかけを行い、竜ヶ崎土木事務所におきまして、栄橋千葉県側の交差点の右折レーンの整備を行っていただきましたが、渋滞の解消までには至っていない状況でございます。

また、JR成田線、我孫子・成田間の利便性の向上につきましても、朝夕の増発と最終時間の繰り上げなどの要望活動を、成田線複線化促進期成同盟会の市町村とともに、JR東日本千葉支社及び東京支社に毎年行っているところでございます。

平成18年度におきましては、同期成会で、成田線輸送改善計画書を作成いたしまして、増発のために必要な施策について取りまとめ、JR東日本千葉支社に提案を実施いたしました。そして現在、提案について検討をいただいているところでございます。

商業環境の充実につきましては、地元商業者の活性化も考慮しながら、立地商業者の誘致ができればいいなというふうに考えておるところでございます。

2点目の子育て世代の新たな居住者をふやす施策についてでございますが、平成17年3

月に、父母その他保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的な認識のもとに、家庭やその他の場において、子育ての意義について理解を深められ、かつ子育ての喜びが実感されるように配慮しながら、集中的、計画的に取り組みを推進するため策定いたしました次期世代育成支援対策行動計画、17年から26年までの10年間の計画でありますけれども、この施策を着実に推進していくことが重要であると考えます。また、その内容を、ホームページなどで、町内外に情報を提供していく取り組みも充実させていきたいというふうに考えております。

3点目の公共交通機関の料金が高過ぎるとのご指摘でございますけれども、これは町内を運行している、名前を出してあれなのですけれども、大和交通の路線バスの料金のことを指しているものと思います。

路線バスの運賃設定につきましては、バス事業者が企業の継続事業とした原価計算に基づき計算した運賃を、国土交通省が上限認可しているものと聞いております。また、大和交通の運賃は、県内のバス事業者と比較した場合でも平均を下回っているというふうに伺っております。上限認可でございますので、料金を値下げすることは可能ではないかと推測いたしますが、それには、バス事業者が、さらなるコスト削減や事業の効率性を高めるなど経営改善に努めまして、私たちバス利用者も、公共交通の重要性を再度認識をいたしまして、可能な限り、自家用車の利用から転換を図りまして、地域の交通手段を守っていく必要があるかと思っております。バス利用者の増加が、ひいては運賃の低廉化につながっていくのではと考えていますので、その辺ご理解をいただきたいと思っております。

また、もえぎ野台や四季の丘への路線の延長につきましては、もえぎ野台の開発事業者であった奈良建設とバス事業者の間で話し合いを持った経緯がございます。そのときのお話ですと、計画戸数の半分以上の入居をした時点で、路線延伸の検討を始めるとの約束がされているとのことでした。計画戸数680戸で、現在建っているのが180戸でございます。また、四季の丘につきましては、当圏内で既存路線の停留所があることと、布佐駅まで直接、徒歩や自転車で通勤、通学することが多いため、現時点での延伸計画はないとのことでございます。

次に、4点目の、高齢者の通院、買い物の利便性の改善についてでございますが、地域の公共交通については、全国どこでも採算性の確保のできないバス路線など、事業者の撤退が相次いでいます。そこで、これを補う施策として、各自治体の交通施策が求められているところでございます。

本町でも、龍ヶ崎駅とJR布佐駅間を運行していたバス路線が廃止されましてから、コミュニティバスの運行のための検討をしてきたところですが、定時定路運行という路線バスの性格上、利用者は、停留所から比較的近い範囲にいる方々に限られてしまうというデメリットを解消することが難しいため、あわせてデマンド型交通システムの調査、研究も進めてきたところでございます。

現在の車中心社会で、公共交通機関の利用者が減少し続けているという現実の中で、実際に不便な思いをしているのは、自家用車を運転できない子供や高齢者などの交通弱者と呼ばれる方々でございます。これらの高齢者などの利便を優先して、コミュニティバスとデマンド型タクシーを比較した結果、デマンド型タクシーは、他の利用者と相乗りすることによって、通常のタクシーより低料金で、路線バスより利便性が高い輸送サービスであり、また停留所を設けず町全域を運行エリアとするため、すべての住民が受益者となり、交通空白地帯に暮らす方々のニーズにも十分にこたえることができるというメリットから、より公共性の強い行政サービスを提供すると判断して、今年度から運行開始をする方向で準備を進めておるところでございます。

5点目の団塊の世代の人材の活用については、短期的な就労を希望する方々には、シルバー人材センターへの登録をして活動する方法があると思います。また、ボランティア活動を希望される方々には、社会福祉協議会や町にボランティア等に関する情報がありますので、広域活動のための相談、情報提供及び活動の場の提供などの支援を行い、住民と行政が連携、共同して、お互いに役割と責任を分担してまちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。このような活動の中で、新たな経験と知識を取り組んでいただきながら、地域で積極的に活動できるように努めていきたいと考えます。

最後のご質問の、市町村合併の推進のための基本方針としては、広域行政の事項の中で合併を積極的に進めていくという方針が掲げられていくこととなります。そして、具体的な施策としては、行財政改革を推進して本町の財政健全化を強力に進めていくことが重要であり、これらのことが中心になっていくというふうに考えております。

守谷議員には、大きな見地からご指摘またご提言をいただいておりますけれども、この質問の中で、特に私が感じました高齢化社会を迎えての健康づくり、また交通体系と人口減少の件につきまして、次世代育成支援対策行動計画、あるいはまた振興計画の絡みもございしますが、私の考えの一端を申し上げておきたいと思っております。

まず、健康づくりでございますけれども、高齢者社会を迎え年金生活者がふえてまいります。そうしますと必然的に、病気また医療機関にお世話になる人が多くなってまいります。本人はもちろん医療費を払っていきますが、このことが本人一人の保険料を引き上げる、また保険税を高くするのではなく、全体の保険税に響いてくるわけでございますから、一人でも少なく医療機関に、お医者さんに診てもらわないようにする、つまり医療費の支出を抑える必要があるというふうに思っております。

お医者さんに行かないで健康で明るい日常生活をしていただくためには、まず病気にならないように心がけることが大切かと思っております。毎日がリズムある生活をする、今言われているのは、生活習慣病に気をつけること、人間はだれでも自分の体には気をつけていますが、そして人間ドックなど医療機関でチェックをしていると思っておりますが、悪いところ、注意すべきところ、少しの間治療を続ければよくなることがわかっていても放置してしま

うことが多いわけです。このことが、長年にわたって、また若い人は進行が早いわけですから、50代で発病し、若いときから介護状態に陥る、大変残念でございますが、本人のみならず、家族にとりましては大きな不幸な出来事であるというふうに思っております。

このようなことにならないように、人間が健康で明るい社会、生活が維持できるように、また高齢者がいつまでも自立した生活が送れるように、総合的に整備し、ゼロ歳から、生れたときから一連の健康管理システムを構築し、元気で長生きピンコロ社会の実現を目指しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、交通体系と人口減少について申し上げますが、これまで町内の交通体系事情につきましては、先ほど申し上げましたがいろいろ検討してまいりました。人口集中地区、農村部、そしてまた公共交通のある地域とバス等が全く運行されていない地域、いろいろございます。これらを総合的に、全体的に交通体系を考えますと、今現在では、全体整備は無理だと思っております。

では、人口減少すること、ということはちょっと後回しにいたしまして、まず町内の体系を確立させる、弱者、子供の利用を優先させて考えてみてはどうかということで考えてみたわけでございます。みずから行きたくても行けない、他人の手をかけないと行動を起こせない人にまず利用してもらい、そのことから始めようと。ですから、初めから龍ヶ崎方面を中心に考えたわけではございません。いろいろな法的なこと等も考慮し、検証をすると、必然的にこのようなことになったわけでございます。

まず初めは、スムーズに運行することにあるというふうに私は思っております。いろいろな規則、制約等は、利用者の声に合わせて行政が努力すれば、運行してからでも何とかなる、とにかく走らせることにあるというふうに私は思っております。

人の動き、行動は、行きたいところ一人一人全部これは別々でございます。取手方面へ行きたい人、希望する人、また布佐方面に行きたい人いろいろあります。しかし、これらの方面は交通機関がございまして、ですから、民間が業としてやっている路線と共有することは、まず最初から、話し合いには相当の時間を要する、最初から計画しても無理だというふうに私は考えております。ですから、まず共有しないところからスタートするのが私は一番であるというふうに考えます。

既存の民間の営業を脅かすことはできません。民間同士であれば、これは競争も自由にされるわけでございますけれども、税金を投入して民間の業を不振に陥れることは、まずできません。国は、これら調整を図る意味で、お互い意見を調整し、そういったいろいろな意見を図る意をもって、地方交通協議会の設立を義務化したものと思っております。まず協議会の中で賛成を得ることが出発点であります。ですから、まず町内の人が行動を起こしやすいように、いろいろと活気が出てくるように、町外から見れば、住みよい町と映るように、その延長上に町外に向けた整備があり、人口減少を食い止めさせる施策にもつながっ

てくるというふうに私は考えております。

今回のデマンド交通は、これで終わりということではございません、これは出発点でございます。出発して改善点があれば直していく、議論をすることはもちろん大事なことでございますけれども、しかし、利用したいと思っている人には、早急に利用させてあげたい。

スタートしても議論はできます。スタートすることにより、また本音が聞こえることもございます。そして改善されていくことで、よりよい交通システムができ上がっていくと私は思っております。

特に、4月から始まる小学校の統合等にあわせての児童の利用も大変重要視されております。また高齢者が町内集会へ気軽に参加できるなど、いろいろな利便性が高いと思っております。

私の考えの一端を述べさせていただきました。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） それでは、引き続いて2回目の質問をさせていただきます。

ただいま、町長から大変ご丁寧にお答えいただきましたが、私が心配しているのは、町長が、合併について、あと目標年数がどのぐらいかかるのかということは、公の場ではっきり物は言えないのはお立場上よくわかりますが、これは財政との関連がありまして、ある程度の目標年数を、見通しといいますか、それを立てて、財政の健全化、再建を我が利根町はしていく必要があると思います。

なぜならば、先ほど来、利根町の財政が大変厳しいということは町長もお認めになって、平成21年度以降は財政調整基金だけでは不足すると、そこで特定目的基金やその他の財源を流用して補うんだというような予算編成のそういうお話までされているわけですね。ということは、平成21年度以降について、あと2年ということは、2年以内に合併できれば、それほど財政的には苦しくない間に合併が調うなということになるわけですが、これが4年、5年かかったときに、利根町が自主の財源で政策ができるのか、編成ができるのかということが非常に気になるわけで、そこで、人件費の問題もお伺いしてみたいんですけども。

町の財政というのは、項目ごとに一つずつ立てていくのが、それはそれで体系的に全体を見てやることは大事なことです。全体として削減だけをずっと続けていきますと、何年も何年も削減ばかりやっていると、ある意味で、職員にも、町民にも、町民に対するサービスですとかいろいろな面が低下するおそれもありますし、余り節約、節約ばかり言い続けていきますと、職員の士気にも影響してくるのです。どうしても下を向いてしまうということが起こりやすいので、そこで僕は、トータルで財政を考えていったときに、片方の車輪で税収をふやす努力、それが一番大事だろうと、活性化のための努力を今まで以上に力を入れてやっていただきたい。

デマンドバスという話、交通弱者、ほとんど路線バスもない、何もないよというところに、今回デマンド型のタクシーを導入すると。それはそれで私は一歩前進であろうとは思いますが。しかし、ここらで思い切って、公共輸送機関の改善、利便性を図る大胆な行動、ダイナミックな努力も必要じゃないかなと、そうしない限り人口は減り続けます。

住民の意向調査、町長、先ほどおっしゃいましたが、交通問題は大きいと、不便だということをやはり住民は感じているわけです。そのためには、大利根交通が自主的に決めた料金であるということは私もそのとおりだと思っていますが、茨城県内でも、さまざまな公共輸送機関の問題が起こりまして、住民が、何とか廃線をしないでくれと署名やったりした鉄道がマスコミに、新聞に報道されていまして。そこは町が助成金を出したりして何とか、那珂湊の湊鉄道だとか、それから鹿島鉄道だとかいろいろありましたね。そういう問題が、茨城県の中で、交通問題というのは県の大きな問題だと思うのですが。

我が利根町においてはやはり路線バスだと思うのです。この路線バスを何とかもっと利便性が高く、昼間1時間に二、三本しか来ないというのは不便だし、もっと不便なところも昼間の時間帯は1時間に1本弱ちょっとしか来ないということもあると聞いていますので。だから昼間は大型バスじゃなくてもっと小さいのを、中型くらいを走らせるとか、そういうさまざまなアイデアがあるのですが、財政的に大利根交通ができないとすれば、利根町が思い切って財政補助をするというようなことを、僕はそろそろ視野に入れてもいいんじゃないかと。

このお金は最終的には、使った税金は住民に還元されるんですよ。ただし、補助しても住民が乗らなければこれは全く意味がないので。ですから、我々住民側も、便利だからといって自家用車ですべて、どこへ行くときもそれを使うというのはこれは、地球の温暖化、北極の氷がどんどん溶けてしまって、3分の1になってしまったというショッキングな報道もされています。海面上昇、さまざまな気象異常、そういう観点からもできるだけ自家用車の使用を控えてもらう。そのためには、公共輸送機関が利便性がなければだれも使いません。最終的には、鶏が先か卵が先かということになってしまうのですが。

しかし、行政が率先して公共輸送機関の利便性のアップを図らなければ、住民には請願するということしか残されていないのですよ。やはり行政が強力なリーダーシップを発揮して、税金を使っても、この町の公共輸送機関を守るんだと、みんなの足を、住民の足を、利便性を守るんだというかたい決意をもって、近い将来、そういう方向でぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 今、いろいろお話を伺いました。確かに、合併の基準というのは財政と関連があるように思います。ですが、この財政と関連があるということ自体が、先ほどから申し上げましているように、相手からすれば、赤字だから私の方と合併したいの

かというような言葉にもつながりかねないのです。ですからそのために、利根町としては、まず財政健全化に取り組むというようなことをごさいます。

それでご指摘のように、財政健全化は、まず歳入があればいいわけなんですけれども、その中で、先ほど言った税収には、これはもう法で決められていますからできませんけれども、その他の収入ですね、それは何らかの方向で求めなければなりませんけれども。

利根町におきましては、ごらんのとおり田んぼなんです。ですから、農地を農地でなく、転用といいますけれども、それをするのは非常に難しいのです。ですから、その難しさを何とかクリアするためには、やはり町が積極的に土地改良事業や何かをやって、農家の方から少しでも農地を提供していただいて、それで農地を集積した中で、それを町がお金を出して利用させていただくという方向しかないのです。

ですから、そういう場を設けることによって、雇用の場が開けていくということだろうと思います。人からの税金による税収というのはちょっと無理かなと、ですからそういうことによって法人税等を見込んでいくしかないというふうに考えます。

それから、バス等につきましては、企画財政の秋山の方から答弁させたいと思います。  
議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

ただいまのご指摘でございますが、大利根交通バスのバス料金が高いというようなことで、財政的な助成をしたらどうかというお話かと思ひます。

公共料金の助成をしているところが近隣でございます。それは千葉県の北総鉄道でございまして、印西市、白井市、本埜村、印旛村の4自治体で、北総鉄道の通学定期の購入者に対しまして、一部助成を行っている事例がございまして。ただし、この北総鉄道につきましては、通学定期代がほかの鉄道事業者の運賃と比較いたしまして約4倍ということで割高になっているということでございまして、割引率を60%から70%に引き上げまして、高校生、大学生を持つ家庭の負担を軽減するというふうに行っているというふうに聞いております。

一方、ただいまご指摘をいただきました大利根交通バスにつきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、茨城県内のバス事業者の中では、下から2番目に安い運賃体系になっております。県内バス事業者の運賃、基準賃率というのがあるんですけれども、これを比較しますと、最高が41円10銭、最低が31円30銭で、平均が38円50銭になっております。大利根バスにつきましては35円50銭ということで、平均以下というような設定で、利用の運賃も安く設定をされております。

このようなことをごさいますので、著しく高い公共の運賃であれば、助成の対象として考慮するというのも可能であるというふうに認識してございまして、今回のバス料金につきましては、一般的に安い料金に設定されているということでございまして、先ほど

町長の答弁にもございましたが、利用者の皆様方が積極的に活用いただきまして、公共交通機関を守っていただくということが、まず一番最初にあるべきなのかなというふうに感じております。

そういうことでございますので、バス料金への財政的な助成につきましては、現時点では考えておりません。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） もう少し詳しくお伺いしたいと思ひまして、これが最後の質問になります。

今のバスの問題、それから人口流出をとめてという話は、それはそれなりに理解できました。しかし、人口の減少と高齢化はとまらないですよ。このままの勢いで、今町長や秋山課長のお話した程度の措置をしていくと、このままの状態だと、人口はまた減っていきちゃうわけですよ。高齢化は進んでいます。そのところをどうとめるのかを、それを私は一番心配しているわけです。

皆様のご答弁を聞いていますと、それはわかっていると、でも具体的な施策がないのですよね。企業、工場誘致するとしても、立地条件、インフラ、それから広い空き地等々いろいろな条件がありまして、これもなかなか難しいですね。そこから法人税をもらおうと思っても、来てくれる企業が、右から左にはいはいとあればこれは苦労しないですが、なかなかそうは簡単に企業誘致、工場誘致はできないと思うのですね。

僕は今、繰り返してしつこいようですが、利根町には優良な住宅地がまだまだあるんですよ、これをお金かけずに有効に活用することによって、新住民に来ていただいて、さっきも言ったように、この町のよさは何かというと、緑と太陽と水と人間関係のよさだということ、町長、住民意識調査の中でもおっしゃっていました。そのとおりです。本当に素晴らしい自然環境に恵まれています。そこで、清水の舞台から飛びおりるような一大覚悟をもって、この住宅地の活性化につながる何らかの手を打たないと、例えばもえぎ野もそうです、あそこもいっぱいあいていますよね、そこに新住民を誘致するための大胆な、多少お金かかるかもわかりません。大利根交通そこまで引っ張って行ってぜひやってくれと。

さっきは、戸数が680戸あって半数とならないと、ディベロッパーと、大利根交通の間の話し合いではバスは乗り入れないと、そんなこと待っていたのでは遅いのですよ。町が強力に働きかけて、場合によっては多少援助してでもいいから、そこにバスを乗り入れさせて、そうして、たくさん不動産屋ありますから、そこにあそこの住宅を販売してもらおうようにしむけたらどうですか。我々だって、暇なときに銀座に行って旗持って行ってセールスマンやったって、僕はそのくらいの覚悟はできていますよ。利根町のためだったらやってみようじゃないかと。何らかのアクションを起こさない限り、じり貧に終わってしまうことを非常に恐れます。改めてもう一度お話を伺いたいと思ひます。



議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 人口減少、高齢化の食いとめる方策でございますが、今のところ残念ながら私には持ち合わせておりませんけれども、町民の皆様方、あるいはいろいろな関係方面とお話させていただきながら、町の振興策を考えていきたいというふうに思っております。大変これは大切なことでございますので、早急に取り組みさせていただきます。

また、この税対策というのは、土地利用というのは、1年、2年でできるものではないのですね。ですから、ある程度長期的な考えでこの地をよくしていくというような方向で、ですからその間をどうするかというふうなことで、一時的には、行政サービスが極端に低下するかもわかりませんが、その次に来るものを何らかの希望を持っていかないといけないのかなというふうに感じているところでございます。

ですから、守谷議員ではないのですけれども、質問の中でもお答えを申し上げましたように、さきに発表した計画というのは、大変赤字になる一方での、今現在での数字をただ単にあらわして発表したものですから、合併についても、龍ヶ崎市の方から、赤字だから合併するんだらうと、うちの方を頼りにしているんだと、そういう声が出るわけですから、申し上げましたように、今後10年間の間に黒字に転換するような計画を今考えて、何とか皆さん方にお示ししていきたいというふうに申し上げてきたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、それを一時的に食いとめる方法としてのバス等の税金の投入でございますけれども、これは今ちょっとお聞きしましたら、平成15年、16年、この大根バスについていろいろ検討したようでございます。そして、結局は、これは羽根野の方ではございませんけれども、乗らなかつたと、乗る人がいなかつたというようなことから、前町長は補助金を出さなかつた。要は、平成17年の予算はゼロにしたというふうな経緯があるようでございます。そういった経緯もあることから、税金の投入については慎重にならざるを得ないというような感じがいたします。

特に、取手方面に乗り入れる、守谷議員の方のお客様というか住民の方にとりましては、この補助金の出し方というのは非常に難しいと思うのですね。取手市民も途中から乗るわけですから、全体的なことに影響すると。今ちょっとお話ししたこの補助金をなくしたというようなことは、布佐駅についての話のようでございます。布佐駅であれば、大体乗る人が利根町民の方というふうなことで補助金も考えたかというふうに思っております。

以上のようなことでございますので、今後、ご指摘の点については、我々内部でも、また外部の人たちの意見を踏まえて、いろいろ取りまとめたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 11時57分休憩

午後 1時20分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

7番通告者、2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 7番通告、2番の高木博文です。

私は、大きくは2点についてですが、具体的には数点質問をいたします。

まず第1は、定率減税縮小廃止及び税源移譲に伴う住民税等をめぐる諸問題についてです。具体的な質問としては、この間、2年間にわたって、定率減税の縮小廃止が強行され、また所得税から住民税への税源移譲が行われたもとの現状を伺いたいと思います。

具体的な1点目として、新規に住民税納税者になった人がおられるかどうかです。あればその数を教えていただきたいと思います。

二つ目には、定率減税廃止と税源移譲で、実質的に住民税が増税になった人の数とその内容を具体的に、引き上げの割合等含めて教えていただきたいと思います。

3点目は、税源移譲で所得税減税になったにもかかわらず、所得が極端に減少、例えば、リストラによる賃金引き下げあるいは解雇、さらには定年退職、そういうことでもってこの所得税減税の対象にならなかった人の実数と、それらの人たちへの経過措置があると思われませんが、その内容と関係者の周知について伺いたいと思います。

4点目、この定率減税と税源移譲による町民税、国保税、介護保険料の増収について具体的に教えていただきたいと思います。

5点目であります。町の財政としては、国からの地方交付税等の削減などマイナス面もありますが、住民が直接する住民税がふえたのは事実です。これらの住民負担増のもとの増収増、収入増分について、住民のために活用すべきであると思いますが、その用途を伺いたいと思います。

また、こうした増税負担増のもとで、税金の納入状況に変化はありましたか、滞納者や窓口への問い合わせ等について、その特徴をお聞きしたいと思います。さらに、これらは介護保険料等にも影響すると思われませんが、その増収見込みとその用途について伺いたいと思います。

大きな二つ目です。保健福祉センターとデイサービスの廃止問題についてお聞きします。

6月議会で、保健福祉センター統合条例案が否決されたにもかかわらず、町としては、基本姿勢をかえないがまま今議会に対し、統合条例案を提出しています。そこでぜひお聞きしますが、両センターの統合及び新しい介護予防サービス導入と、デイサービスの存続が両立しない一番大きな理由は何ですか。また、利用者を含む関係者に、デイサービスの廃止と今後について説明はするものの、意向を具体的に聞こうとしないのはなぜですか、

特にデイサービスを職員とともに支えてきた臨時職員やボランティアの人たちの意見を積極的に聞こうとしないのはなぜですか。さらにデイサービスにかかわってきたボランティアの人たちを、統合後の保健福祉センターでの活用を検討されているようですが、デイサービスの存続等については十分意見も聞かないまま、その後の協力を期待するのは感情的にも、現実的にも妥当であると思われませんか。私には、余りにも虫がよすぎる身勝手さが感じられます。

別途デイサービスの存続を求める請願署名が合計して約1,500名から提出されています。その中には、利用者とその家族の大多数が参加しています。これらの人たちを含め、住民の強い存続の要望がこの請願署名には込められています。統合や新しい介護予防制度の導入とともに、何らかデイサービスの存続に向けた具体的な検討を行うべきと思いますが、町長の改めてのお考えを伺いたいと思います。

以上をもって、第1回目の質問といたします。

議長（岩佐康三君） 高木博文君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、高木議員の質問にお答えをしてみたいです。

まず18年度の税制改正の内容についてでございますが、確認の意味を含めまして、主な改正点を申し上げたいと存じます。

まず平成18年度税制改正のうち、主な改正点としては次のようなものがございます。定率減税が、これまで住民税では年税額の15%が低減されておりましたが、18年度からは、7.5%に半減されており、19年度からは廃止されております。

2点目といたしましては、老年者控除の廃止で、これまで48万円が所得から控除されておりましたが、平成18年度から廃止されております。

3点目に、公的年金控除の変更で、65歳以上の方の年金控除で、それまで年金収入140万円までは非課税であったものが、平成18年度からは120万円に引き下げられました。

そのほかにも改正点は幾つかありますが、以上の3点が最も影響の大きい改正と思われまます。

これらの改正によりまして、本町でもいろいろと変化がございました。

それでは、まず1点目の定率減税の廃止、税源移譲により新規に住民税納税者となった人の数はということでございまして、改正前の平成17年度と19年度を比較してどのくらいふえたかとのご質問からお答えをしていきたいと思っております。

まず、新規に納税者となるケースですが、一般的なケースといたしましては、前年度において、就職などにより93万円を超える収入があった方は、翌年6月からの住民税の課税の対象となります。また、老年者控除により48万円の控除を受け、それまで税金が課税されなかった方が、廃止されたことにより、18年度には新規に課税対象となった方もいらっ

しゃいます。

平成17年度と平成18年度の均等割額の納税者数を比較いたしますと、8,381名から8,750名と369名ほどふえております。この369名が新規納税者になるわけですが、これら納税者となった方々の約8割の方が年金受給者であることが考えられることから、17年度と比較して、老年者控除の廃止という税制改正により、新たに納税者となった方の人数と考えられるわけでございます。

次に、2点目の定率減税の廃止と税源移譲で、住民税が増税となった人の数及びその引き上げ内容とのことでございますが、まず平成18年度は、定率減税がそのままの15%から7.5%に半減しております。18年度には、定率減税の対象となる所得割がある方は7,988名ほどおりまして、この方々が7.5%への減税半減による影響を受けていることとなります。この中には、平成17年度において所得割の税額があり、老年者控除の適用を受けた方は659名ほど含まれておりますが、これらの納税者におかれましても、控除額が減り、課税標準額が上がリ、結果的には税額がふえていることとなります。

なお、定率減税の廃止により、税額は18年度において4,266万円の増額となっており、19年度においても7.5%の減税がゼロとなったことにより、さらに4,200万円ほどの収入増となる予定でしたが、19年度改正の所得税と住民税の人的控除額の差を埋める措置として新設された調整控除により、約2,000万円ほど納税者への還元があり、おおむね2,200万円の税収増となっております。

また、19年度課税分からは、所得割の税率構造が、3段階の超過累進税率から、所得の多い少ないにかかわらず一律10%の課税に改正されました。これによりまして、税額計算のもととなる課税標準額が、200万円以下の方は、これまで5%であった税率が10%に、200万円から700万円の方はこれまでどおり10%に、そして700万円を超える人については、13%であった税率が10%に改正されたわけでございます。

その改正理由といたしましては、税源移譲を行うに当たっては、住民1人当たりの税収の高い自治体と低い自治体の格差を、比例税率にすることによりその格差を縮小させ、税源の隔たりを抑制する意味での一律化の改正であるというふうに説明されておるところでございます。

ご質問の税源移譲により税額が増となった方の数は4,906人となっております。また、この改正により、19年度の町民税現年課税分当初調定額は9億6,181万7,000円で、18年度7億7,139万円と比較いたしまして1億9,042万7,000円の増、24.7%増となっております。

次に、3点目の質問でございますが、これに19年度の税率、一律10%への税制改正につきまして、その説明の中で、住民税はふえるけれども、その分所得税は減るための増減は差し引きゼロであるとの総務省の見解の中で、住民税は、昨年の所得に対し今年の6月から課税しますが、所得税は、ことし1月から12月までの所得に対し、給与所得者であれば、毎年給料から差し引かれ、その他の方は、来年の確定申告で課税調整されるところでござ

います。

しかし、これは、今年も昨年並みの所得であった場合において所得税が引き下げられ、1年間の所得税と住民税の額は、今回の改正があっても変わらないということが成り立つわけでございます。

平成19年6月の総務省からの通達によれば、対象となる方々は、今回、課税の税額で一人たん住民税を納めていただき、来年7月の段階で、改めて対象者から所得税が減る恩恵を受けていない旨の申告をしていただきまして、その後、税額を税源移譲前の税率で再計算し、その差額分をそれぞれ対象者に還元することになります。

ただし、これには条件があり、平成19年度分の収入が課税されない程度の方に限定されるようですが、現時点ではまだ確定しておらず、今後の通達などを待って対応していきたいと考えております。

ご質問では、これらの対象者の人数とのことでございますが、今年1年分の収入の状況を、現時点では把握ができません。ですから、年明けに各会社から送付される給与所得、給与支払い報告書、あるいは確定申告により初めて把握できるものと考えていますので、現時点での実人数は把握できないということでございます。

次に、4点目の町民税増税の実態とのことでございますが、町民税関係につきましては、ただいま申し上げましたところが三位一体の改革に伴う税源移譲の内容でございますし、改正地方税法の一部でございます。総務省によりますと、今回の税源移譲による所得税、住民税の配分による増減は、一般的な家族構成におけるモデルケースなどを参考に、前年と比較して変わりがない、その差し引きはゼロであるというふうに見解が出されているところでございます。

また、国保税への影響とのことですが、まず国保税の算定方法を申し上げますと、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の4方式からなっております。住民税増税によって国保税への影響があるのではないかとと思われるものが、そのうちの所得割額と思います。

そこで、所得割額の算定方法でございますが、世帯に属する被保険者、国保加入者の全員ですね、の総所得金額から基礎控除を差し引いた所得金額に対して7.1%を掛けて算出しております。このように所得割額は住民税の税額に税率を掛けておりませんので、定率減税縮小廃止及び税源移譲に伴う国保税への影響はないと思われまます。

次に、介護保険料への影響についてでございますが、まず介護保険料の算定についてご説明いたします。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料額の算定につきましては、本町におきましては、所得段階によりまして6段階に区分されております。この所得段階区分の分け方につきましては、被保険者本人または同一世帯の住民税課税の有無及び前年中の所得額によって区分されております。このことの税源移譲に伴う定率減税の廃止の影響を受ける方は、もともとの住民税課税者ということになりますので、定率減税が廃止されたことにより、被保険

者本人や世帯員のうち、今まで住民税非課税だった方がいきなり課税者となるというようなことはありませんので、定率減税の廃止により、介護保険料の所得段階が変わることはありませんので影響はございません。また、もともと住民税が課税されていた方も、定率減税が廃止されたことによって所得額がふえることにはなりませんので、介護保険料の所得段階区分には影響ございません。

次に、住民税の負担増のもとでの税収増であることから、増収分を住民のために活用すべきとのことですが、今回の税制改正で住民税は増税となりますが、しかし、住民税を含む町税全体や地方交付税など一般財源の総額からとらえますと、財源確保は非常に厳しい状況にあります。

なお、町税の収入額は、地方交付税の基準財政収入額との相関関係にありますことから、税収が伸びて収入が増加することは、一方で地方交付税が減額されることとなります。

このようなことから、本町の一般財源確保は非常に厳しい状況に変わりないので、増収分については、用途を特定せずに一般財源として取り扱っているところでございます。

次に、2点目の住民税、国保税の納入状況、滞納者への具体的な対応はとのご質問でございますが、まず住民税につきましては、平成18年度調定額が9億1,400万5,000円に対して収入済額が8億6,281万1,000円で、収納率は94.4%となっております。また不納欠損額が462万4,000円で、平成19年度への繰越額は4,657万円となっております。

これら滞納者への対応としては、まずそれぞれ納期限を20日以内に督促状を発していますが、それでも納付がなく、次年度に繰り越したものには催告状を発し、それでもなお納付がないもの、連絡のとれないものに対しては、自宅あるいは勤務先等に職員が訪問するなどして納税交渉に当たっているところでございます。

その結果、完納の見通しの立たないものに対しては財産を差し押さえるなどとし、厳しく対処をしていきます。また平成18年度から、管理職職員全員による滞納整理も実施しているところでございます。

次に、国保税についてですが、国保税の納入状況につきましては、国保税の現年課税分の収納率は、平成17年度が93.73%で、平成18年度が93.62%となっております。0.11%収納率が下がっております。

国保税の滞納者への具体的な対応でございますが、通常、保険証の更新時期には、被保険者証を郵送交付しておりますが、滞納者につきましては、納付を促進するために、納税相談を実施した上で、窓口で直接被保険者証を交付しております。

また、国保税の納付期限を過ぎましても保険税を納めないでいますと、その都度、督促や催告を行い、納税相談も行っております。過年度分の滞納者につきましては、有効期限の短い短期被保険者証が発行されます。1年間滞納が続く場合には、資格証明書が交付されます。これは国保の被保険者であることを示す証明書としての役割のみで、保険証のような役割はありませんので10割納めていただくこととなります。

このようなことから、滞納者の相談の内容によりましては、納税の意思はありますが、いろいろな事情によって保険税が納められない方につきましては、資格証明書だけでなく短期被保険者証を発行しているところでございます。

次に、介護保険料の増収とその用途についてということでございますが、まず初めに、介護保険料につきまして説明申し上げます。

介護保険料の算出基礎は、3年ごとに市町村によって策定される介護保険事業計画に基づき、今後3年間のその市町村における介護サービス利用料を推計し、それに対して必要と思われる介護サービス給付費の総費用額を算出して、その総費用額のうち、第1号被保険者の負担割合19%を、その市町村の介護保険の資格を持つ65歳以上の被保険者の人数で割り、保険料の基礎額を定めております。

本町におきましては、介護保険制度が施行された第1期、平成12年から平成14年における介護保険料基準月額が2,433円でしたが、第2期、平成15年から平成17年度には2,890円となり、現在の第3期、平成18年から20年度では3,827円と、3年ごとに増加をしている状況でございます。これは、急速に進む高齢化によりまして、介護保険被保険者の増加に伴い、要介護認定者数が増加し介護サービス利用量が年々増加しているため、給付費が増大し、介護保険料へとはね返ってきているものでございます。

この65歳以上の方々から徴収している介護保険料は、要介護認定を受けた利用者が、実際に介護サービスを利用した際にかかる費用の総額のうち19%分を負担しており、残る81%のうち50%が国、県、町の公費で負担し、31%が40歳、64歳の第2号被保険者が負担しているところでございます。

参考までに申し上げますと、第2期事業計画、平成15年から平成17年度の介護サービス給付費の総額は約19億7,400万円でございます。それに対する第1号被保険者の介護保険料の負担割合18%相当額は約3億5,500万円となります。この期間の当町においての第1号被保険者、65歳以上の方々から徴収した介護保険料の総額は約3億7,100万円、これは徴収率97.55%となっております。

以上のとおり、介護サービス給付費に対する第1号被保険者の介護保険料の負担割合18%、約3億5,500万円に対し、介護保険料の収入額は約3億7,100万円でございますので、第2期事業計画におきましては約1,600万円が余剰金となり、介護保険特別会計給付費準備基金へ積み立てております。

今後も、高齢化が進み、また町内に新たな介護施設も建設されることが予想されており、介護サービスの利用料はさらにふえ続けるものと思われまますので、この余剰金につきましては、将来の赤字補てんの財源として充当していきたいと考えております。

次に、2番目の保健福祉センター統合とデイサービスの廃止問題についてでございます。

まず1点目の両センターの統合及び新しい介護予防サービス導入と、デイサービスの存続が両立しない一番大きな理由は何かということでございますが、まず議員にご認識いた

だきたいのは、統合と福祉センターのデイサービスの廃止はまるっきり別のものであるということでございます。今回統合するのは、議員のご質問にもある介護予防事業を初めとした健康づくり事業や、生活習慣予防事業を充実させ、町民の皆様が、自立した生活が長く送れるよう、そのことが医療費の適正化や介護保険給付費の抑制につながるよう、保健と福祉施策を一本化し、効率的に行政運営するためのものであります。また、平成20年度の医療制度改正により、特定検診や特定保健指導をスムーズに行えるよう体制の整備が必要になったためであります。

一方、デイサービスの廃止につきましては、ご承知のとおり介護保険制度の導入後、町内を初め近隣市町村にも民間のデイサービス事業が多数設置され、町が直接事業を提供しなくても利用者に不便を来すおそれはなくなったため、この事業については民間事業所に全面的にお任せしたいと考えているためでございます。つまり、税金を投入して民間の業を圧迫させないというようなことでございます。

今後も、町といたしましては厳しい財政状況の中、住民サービスの低下を招かないためにも、民間でできることは民間に任せ、町が行わなければならない事業は積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の、利用者を含む関係者等にデイサービスの廃止と今後について説明はするものの、意見を聞こうとしないのはなぜかということでございますが。このことについてはさきの質問に答弁したとおり、介護予防事業等の充実及びデイサービスの廃止について説明しております。その際ご意見はいただいております。そのご意見は、なれた場所でもあり、スタッフが親切でこれ以上によい場所がないので、引き続き運営をしてほしいとの内容が多かったというふうに伺っておるところでございます。

しかしながら、町としては、先ほども申し上げましたが、厳しい財政状況の中、住民サービスの低下を招かないのであれば、民間でできることは民間に任せ、町が行わなければならない事業を積極的に行ってまいりたいと考えております。このため、デイサービスについても民間事業所に任せていきたいと考えております。

今後は、利用者の方々が民間事業所にスムーズに移行できるよう支援するとともに、事業所に対しても、今以上に利用者の声を反映させるように働きをかけ、介護サービスの向上が図られるよう努めてまいりたいと思います。

それと、デイサービスの臨時職員、ボランティアの人たちの意見を聞かないのかということでございますが、このデイサービスの臨時職員、これはパート職員でございます。臨時職員ではございません。ですが、議員がおっしゃるとおり、デイサービス事業においては、ボランティアの皆様にご協力をいただきまして今日までに事業を行い、利用者の皆様に大変喜んでいただいているところでございます。本当に心から感謝申し上げます。

しかしながら、今回町といたしまして、デイサービス事業につきましては民間事業にお任せするとの方針で考えておりますので、一方的に廃止をするように思われるとは思いま



すが、先ほどから申し上げておりますとおり、厳しい財政状況の中、住民サービスの低下を招かないためにも、民間でできることは民間に任せ、町が行わなければならない事業を積極的に行ってまいりますので、この点をご理解いただければと考えております。

またデイサービスにかかわってきたボランティアの活用を検討しているが、十分意見を聞かないまま、その後の協力を期待するのはどうかということでございますが、今後の行政運営を考えますと、議員もご承知のように、再三申し上げておりますとおり、厳しい財政状況の中で、行政のみでは住民サービスを提供するのは限界がございます。ボランティアを初めとした住民の皆様のご協力が必要不可欠であります。今後も積極的に社会福祉協議会と協力をし合いながら、ボランティアの育成をして、各種まちづくりへの参加をしていただけるよう、行政と住民のパートナーシップの構築を強めていきたいと考えております。

そこで、議員ご質問の、今回デイサービスのお手伝いをさせていただいているボランティアから意見を聞かないで、今後協力をいただけるのかということでございますが、再三申し上げておりますように、町の財政状況や事業方針等をご理解いただき、引き続き事業の中でご協力をいただけるようお願いしていきたくと考えております。

最後に、3点目のご質問で、利用者、住民の強い存続の要望に対して何らか存続に向けた検討を行うべきと思うがということでございますが、このことにつきましては、先ほどから何度も申し上げておりますとおり、大変厳しい財政状況の中で、住民サービスの低下を招かないためにも、民間にできることは民間に任せ、町が行わなければならない事業を積極的に行ってまいりますので、デイサービスの事業については民間事業者に全面お任せしたいと考えております。

今後は、利用者の方々が、民間事業へスムーズに移行できるよう支援するとともに、事業所に対しても、今以上に利用者の声を反映させるよう働きかけ、介護サービスの向上を図られるよう努め、町民の介護サービスの低下を招かないよう十分配慮していきたいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐康三君） 高木博文君。

2番（高木博文君） ただいま町長からの答弁がありました。引き続き2回目の質問を行います。

ただいまの答弁で明らかなように、今回の二つの税制度の変更で、住民の増税負担増は明確です。もちろんその増収分がすべて町の財政の上でプラスにならないのも事実でありますけれども、それは国と自治体との関係で論ずるべきであり、増税となった住民にとっては、増税分を何らか目に見える形で返してほしい、このように考えるのが当然ではないでしょうか。

昨日来、この町における徴収率の問題はいろいろ論議されております。そういう意味でいえば、職員の努力のもとにおいて、非常に茨城県の中でも町民税等の徴収率は高い、また実質歳計比率においても、過日発表された中においては44自治体の中で21番目、こうい

うぐあいには町のさまざまな努力はありながらも、今自治体がなかなか財政が厳しいというのは、これは国との関係で、町が関係市町村と一緒になってもっと県に物を言い、県は国に物を言い、やはり国と地方自治体との関係で、この問題は、はっきりとさせていくべきではないでしょうか。

さきの参議院選挙では、こうした住民の不満が国民の怒りとなって、政権与党に厳しい審判が下された。今、貧困等格差の拡大が問題になっておりますけれども、その原因をつくり出しているのは国の政治であります。それだけに住民の福祉と暮らしを守る自治体の役割が求められています。

私は、今回、デイサービスの存続を求める請願署名で、ある地域を、従来のつながりに関係なく訪問し、署名をとってきたわけでありましてけれども、その中では、多くの方が、自治体の財政が厳しいということは十分承知しつつも、税金やいろいろな負担が厳しい、税金等が本当に住民のために使われているのか、もっと見える形で示してほしいし、利根町も確実に高齢化する、こうした福祉の問題、施策をもっと充実してほしい、このことを切実に求めていました。

住民の足の問題については、補正予算審議の中で、デマンド型タクシー等を入れるというようなことも含め、何がしか一歩前進したというぐあいに思いますけれども、その一方で、入浴サービスやデイサービスは縮小、廃止、こうした福祉介護施策の後退に不安を住民は感じております。

また、少子化が茨城県で最も進んでいるにもかかわらず、わずか15万8,000円の中学生の自転車通学のヘルメット購入補助金のカットなど、こうした部分でも後退が見られます。

私どもは、近隣自治体でやっているかどうかは関係なく、子供の安全のために、またお年寄りに喜ばれるために、必要ならばこうした制度措置は継続すべきだというぐあいに思いますし、住民税の増税は必然的に他の負担にも影響します。制度の変更で、住民に負担増を強いるならば、自治体として何らか住民に対し、目に見える形で誠意を示すべきであります。

私が主張している事柄はごく一部であります。職員の皆さんが英知を結集し、住民が安心して生活できる利根町をつくっていただきたい、このように考えております。

また、先ほどの説明の中で、所得税から住民税への税源移譲のもとで、極端に収入が減少した人の対応については、来年6月を目途とする形での本年度の所得税を含めての確定申告でもって対応する、またこのことについては、ことしの「広報とね6月号」で、そのことを住民に周知しているのは承知しておりますけれども、いずれにしても、これらは本人からの申告に基づいて対処していくということを考えてみると、引き続き関係者に対し周知の徹底を図っていただきたい、このことを要望したいと思います。

いま一つの大きな問題、デイサービスの存続についてです。

町長の先ほどの答弁では、統合の問題とデイサービスの廃止は別物なんだと、デイサー

ビスは民間でやっているから、これはもう民間にゆだねるという形で町としては廃止をするということでおっしゃっているわけですがけれども、たまたまこの時期、二つのセンターの統合というのと軌を一にして出されてきている、私どもあるいは多くの住民は、やはりそれを関連して考えているかと思います。

確かに、町内に三つの民間施設があり、74名の収容枠を持っている、さらに来年はまたもう一つできる、近隣自治体で18施設受け入れの施設があるということも説明ありましたがけれども、今までもそういう状況にあるにもかかわらず、なぜ町のデイサービスの利用者がそこに移らなかったのか、やはりここをしっかりと受けとめてほしいと思います。

町が利用者から聞いた意見を、先ほど一部は先ほど町長も述べられておりました。私はこうした介護の問題というのは、まさに人と人との関係が基本になっているというぐあいだと思います。民間施設の場合、収容枠があるとはいえ、実際に、そこで入った方々に対してどの程度のサービスがやられるのか、民間は利益を上げるのが究極の目的になるわけです。恐らく利用する人員に対して職員の配置等については、少なくとも今の町のデイサービスをサービス基準として大きく下回ることは予想される、そうしたものを経験や本能的に感じている利用者の中からの今の現状が示されていると思います。

コムスの問題を見るまでもなく、日本の介護保険制度、介護報酬には、まだまだ不十分さがあります。民間事業者いろいろ努力はしていると思いますけれども、なかなかそこに行き届かない。そうした中でああいう不正が生れたり、また、利根町のこのデイサービスを利用している人たちも、民間よりは町のデイサービスに何としても存続し、そこを利用したいということを述べているのもそういう事情だと思います。

私は確かに、民間の事業を圧迫するというのは、本来の自治体の役割ではないと思います。しかし、利根町でそういうデイサービスが行われているもとの、この利根町においてそういう事業を開設したということを考えるならば、そうしたリスクは当然当初から考えていたのではないのでしょうか。

やはり公務として、民間に対する一つのお手本を示すという意味からも、住民が求めているこうしたデイサービス、必要ならばこれは存続していく。財政的な問題については、全員協議会での説明、6月議会の説明、ここには相違はありますけれども、百歩譲って考えても、福祉センターの維持費におけるデイサービス関係の人員費を含む持ち出しは約1,000万円ぐらいというぐあいに聞いておりますけれども、しかし、これは現在の福祉センターの事業を維持する上では、このデイサービスをやめたとしてもその持ち出し分が減るというわけでは決してないわけですから、私は、住民がこれだけ切望しているこのデイサービスについては、何らか残す方向で具体的な検討をするのが妥当かと思います。

しかし、町長の方は、統合とは別問題としてこの廃止を、民間施設との関係で考えているから、今やそれを検討する余地はない、いかにスムーズに民間の方へ移っていただくか、そのことのみを考えておられるようでありますけれども、今利根町が人口が減少している、

そういう中でいかに魅力ある町にするかということを考えてみた場合、高齢者に優しい利根町というのもまた一つの要素になってくるかと思えます。そういう意味では、再度このことについては検討をお願いしたいというぐあいに思えます。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） いろいろ高木議員のお考えお聞きしたところでございますが、このデイサービスにつきましては、民間が業としてやっておりますので、民間と競合した形での行政は行わない、これは基本でございますので。まして、民間を圧迫するような形での税金の投入はしないというような基本の姿勢で今後もいきたいというふうに思っております。ご理解いただきたいと思えます。

それから、今、何を聞こうとしているのだから、問題点がちょっと薄れてわからないのですけれども、何かいろいろ指摘したみたいなんだけれども、どうなんですかというような質問の形じゃなかったもので、担当から答弁させます。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、ただいまご質問のありました、民間における人的な問題というようなこともおっしゃられたかと思うのですが、これは介護保険制度によりまして、最低限の人的配置というのが基準で決まっておりますので、どこの施設でも同じ介護員、または看護師等が配置されていると思えます。

それから、介護保険制度が始まりました12年度におきましては、当時、ほかにはなかったということで、町としてもこの事業を、それまでデイサービスということで、介護保険制度のもとではなかったんですがやっていたということで、継続して事業所の認可を受けたということでございます。

今後、医療制度改革によります特定健診あるいは特定保健指導が導入されるわけですが、この制度におきましては、保健師しかできないということで、現在の福祉センターにおける業務をやっていたのではできないということで、保健師の限られた人数の中で今後やっていくためにも、デイサービスは民間に移行したいということでございます。

これまで、何回か説明会ということで、先ほども言いましたように、意見等は聞いてございますが、町としては、町の基本方針ということで説明会をさせていただきました。8月の2日、3日、町におきまして、3日は午前、午後と2回、3回ほど利用者、または家族の方を対象に説明をさせていただきました。先ほど町長も言いましたように、大変行きなれた場所で、残してほしいというような意見が多かったと思えます。

それから、またその後、8月6日、7日、8日、10日と福祉センターのデイサービス利用者等につきまして、個別あるいは集団で説明等を実施しております。その中でも、ある程度町の状況はわかったと一部理解していただける方も何名かおりましたが、できるなら

ば最後に、継続してほしいというような意見が多数だったかと思えます。

それから、8月29日なんですけど、町内の3事業者の施設長に来ていただきまして、福祉センターにおいて、町の状況あるいは今後デイサービスを民間に移行した場合の、いろいろな皆様から寄せられました意見等につきまして施設の方へ要望してございます。若干言いますと、ボランティアの受け入れ態勢、あるいは利用者への注意事項等、そういったことを要望してございます。

また、今後は定期的に、町の介護相談員という相談員がおりまして、定期的にデイサービスの内容、あるいは利用者の意見を聞いて指導していくというようなことで、事業者の施設長等にご説明しております。

議長（岩佐康三君） 高木博文君。

2番（高木博文君） 最後の質問になります。

先ほど私が主張したことが具体的な質問になっていないということで、理解しにくかったようなご発言がありましたけれども。住民税の増税との関係で言わせていただくなれば、総額1億9,042万円の増にはなっていると、もちろん地方交付税等が大きく削減されるもとで、町税全体では厳しさは全く変わらない、だから一般財源としてこれは使っていくというお話であったわけです。だからこそ、私は、住民の生活に身近な要求課題に対して、今回、住民の増税が明確なわけであるから、町はもっと予算を使うべきだという立場から二、三、入浴サービスとか、デイサービスとか、あるいはヘルメットの問題とか、こういったものを例に挙げながら申し上げたわけでありまして。

だから他の分野も含めて、増税になった分、少なくとも住民が負担増になった分については、町は、確かに国との事情があったり、あるいは入ってくるお金の使い方、予算の作り方は町自身の責任でありますけれども、そういう住民の気分、感情を踏まえて使うべきではないかということをも主張したかったわけでありまして。このことについて、ひとつお答えをいただきたい。

それから、デイサービスの問題についてでありますけど、確かに、介護保険制度のもとでそうした民間における介護サービスも行われているわけです。サービスの最低の基準とか、あるいは料金、これは共通しているのは私も承知はしております。しかしながら、そのサービスの内容を見ると、民間の今日の経営状況等は、そこにおける職員の労働条件等に、人員の上でも、労働時間の上でも、ひいてはそれが利用者に対するサービスの中身にも反映していると。そういったところが、今日まで75名の枠がありながら半分程度しかこの町においても利用されていない、あるいはその他の民間施設等を聞いて見ましても、働いている職員そのものがなかなか定着しない。これはマスコミ等を通じて、1年以内にどれだけの人数がやめるのかと、やめる理由は何かということなども発表されておりますが、これは町のデイサービスとは違う実態があると、そこに私はおのずからサービスにも反映されるんじゃないかというぐあいに思っております。それをカバーしているのは多分、町

の場合には、ボランティアの方々の献身的な努力がそれをつくっているんだろうというぐあいに思います。

今、健康福祉課長のお話では、町内3カ所の施設の関係者とも、ボランティアの受け入れも含めて相談はしたということでありますけれども、そうであっても、客観的な事実として、62年以降続いてきた利根町のデイサービスと、その後につくられた民間の施設との間において、そういう違いがあるのは事実ですし、利用者は、私たちが聞く限りは、何とか存続してほしいと。はっきり言って余り物わかりのいい、先ほど福祉課長は、最後にはと遠慮しいいみみたいな形で言われたようなニュアンスでお話があったわけですが、もっと積極的に何とか残してほしいと、もしここがなくなれば、もう自分はよそには行きたくはないということまで言い出しているような状況も聞いております。

昭和62年6月にスタートをし、その後に介護保険制度ができた。できた中においても、なおかつここを利用し、そういう思いの人たちが今この存続を求めているということであるなら、私は何らかそれを受け入れる改めでの検討があってしかるべきかと思えます。そのことを含めて最後に答弁お願いしたいと思えます。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、お答えいたします。

増税分を一般財源として用途をしているということについて、増税分については、その気分的な面あるいは納めた人のその感情的な面から、いろいろな何と申しますか、福祉面に使うべきじゃないかというようなご指摘かと思えます。

しかしながら、税は増税いたしても、この行政内の一般経費と申しますか、経常経費と申します、これはすべて同じなのです。ですから、臨時的なものというのは、はっきりいってないのです。ご承知のように、経常収支比率99%ですから、50億円で5,000万円ですから。だから5,000万円はある程度、余裕があるといっただけなのですが、臨時的なものを含め、災害的なものも含めた中で、用途が可能だということでございますけれども、やはりこの1%というのは生活関連の、日常的我々町民が住んでいる中での道路補修等、これ全部直さないというわけにはまいりませんので、この辺に日常的に使われるというようなことで、その増税分をはっきりした形に、何々に使うということは、現在のところ不可能でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、あと課長に答弁させます。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、お答えいたします。

民間のサービス内容、労働条件等が大変厳しいというような、私もテレビ等で見ております。二、三年でやめていく方が30%とかそういった形で、現在の福祉サービスの施設に

おいては、やめていく方が多いと。こういった労働条件の見直しを含めて、また今後介護保険の方も見直しがされていくのではないかと考えております。

また、施設におきましても、コムスの件ではありませんが、営業者と事業者と現場で働いている方というのは全然違いまして、例えば利根町の中でもコムスのサービスを使っている方が大変おります。そういった方は、ホームヘルパーさん等、今の方が来なくなると、変わると困るといような話も聞いております。

そういったことで、町内の施設におきましても、今後、町のデイサービスを目標として、やっていきたいというようなことも話されておりますので、今後は、施設へ、民間へスムーズに、現在の福祉センターのデイサービス利用者が移行できるように、町としてもフォローしていきたいと。またその後につきましても、よく指導等を徹底していきたいと考えております。

先ほどから、町長、何度も言うておりますように、財政大変厳しい中、民間に移行できるものは積極的に民間に移行するというご理解いただきたいと思ひます。

議長（岩佐康三君） 高木博文君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 1 分休憩

---

午後 2 時 3 0 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

8 番通告者、4 番白旗 修君。

〔 4 番白旗 修君登壇 〕

8 番（白旗 修君） 8 番通告、4 番白旗 修でございます。

通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

大きく四つの質問がございます。1 番目は、町長はなぜ公約違反の責任をとらないのか。2 番目は、再び問う町長の言う住民による行政とは。3 番目は、行政改革懇談会について問う。4 番目は、行財政改革に新たな発想と方法が必要ではないか。この 4 点でございます。

まず、1 番目でございますが、先ほど、本日朝一番の能登議員の発言に、私は、新説というか珍説が出てきたということで、これは大変なことだと思ひました。能登議員の朝の説明によりますと、選挙公約に記載されていない、2 年後に合併ができててもできなくても私はやめると町長が言われたことは、熱意の結果出てきた言葉であって、公約ではないと定義をいたしました。私は、これは大変な、一般の国民の常識あるいは良識と違うのではないかとと思ひます。

小沢さんをとるか、私をとるかと言つて、参議院選挙を戦つて負けた総理大臣が、そのまま続投を宣言してしまいました。その結果、国民はどういう反応を示したのでしょうか。

おかしいとみんなが思ったわけであります。それと全く同じことをごさいますて、選挙の公約として、書いてあろうとなかろうと、話し言葉で言おうと、書き言葉で言おうと、公の場で言ったことは非常に重要な責任を伴うものでございます。

政治家は言葉が命と言われます。そのことを全く無視したような能登議員の新説といひますか珍説というのは、私は想像を絶する考えられないこととございます。私はそれは違ひう、そういう意味で1番目の質問をいたします。

町長は、平成19年3月まで龍ヶ崎市との合併が実現できなければ町長の職を退くという公約をしております。しかし、今なお辞任していないということは、住民を無視して愚弄している行為ではないでしょうか。

町長は、本年4月の統一地方選挙、あるいは7月の参議院選挙の時期に、改めて住民の信を問うべきであったと私は思ひます。遅きに失したとは思ひますが、今からでも、みずから辞任し住民の信を問うというのが筋ではないでしょうか。

2番目、再び、町長の言う住民による行政とは何かをお聞きしたいのであります。

6月議会で、私はこの質問をいたしました。町長は、地区懇談会により住民の意見を町政に反映させるという趣旨の答弁を行っております。しかし、地区懇談会は、従来の行政懇談会と同様、ほぼ意見を聞きおくだけという形で終わっております。

過去2年間で、住民の意見を政策にどう反映させたのか私にはわかりません。改めて、町長が言う住民による行政というのは具体的にどういう施策をやってこられたのか、またどういふ考えなのか、中身をお聞きしたいと思ひます。

3番目、行政改革の懇談会というものが今年度発足しております。この5月に発足した行革の懇談会ですが、庁内の行革活動がその前から行われておりますが、それとの関係はどうなっているのか。あるいはその行革懇談会の委員の人選はどうなっているのか、どうなされたのか。さらに行革懇談会の目的、活動の内容、そして、まだ成果は出ていないかもしれませんが、どのような成果を目指そうとしているのかをお聞きしたいと思ひます。

4番目は、この行財政改革は、利根町にとって、また多くの市町村もそうですけれども、非常に現在重要なこととございますが、これまでの改革は、町長主導で庁内職員のみで行ってきました。このため、私から見ますと、財政削減策も不十分でありますし、有効な歳入の増収策、特に歳入の増収策というものは、ほとんどないといひてよいと思ひます。

私は、従来から、行政の政策立案に住民を参加させることを求めてまいりました。これまでの反省に立ち、今後の改革に住民が参加する体制をとることを私は望みます。

時あたかも、昨年度の決算が終了し、来年度予算の編成時期にかかろうとしております。この時期に、昨年度の事業評価と来年度予算の編成過程に、住民として議員を入れて検討することを提案したいと思ひます。これについての町長のお考えを伺いたいと思ひます。以上です。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君の質問に対する答弁を求めます。



町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、白旗議員の質問にお答えをしたいと思います。

私の公約の最も重要な部分は、合併を実現させることであります。町民の皆様もそれを信じてくれたものと考えております。

県の合併推進審議会より素案として今回出された構想対象市町村の組み合わせが、龍ヶ崎市、利根町と県内で唯一示されました。これからが合併の実現の中で一番重要な時期であると考えております。ここで、私はすべてを白紙にして逃げることはできません。ご批判はあるでしょうが、合併の目途がつくまで全力で取り組む所存でございます。

白旗議員の質問を聞いておりますと、私から言うことではなく、議員の皆さん方が後で議論すべきことであろうけれども、議員個人の発言に対して批判している、これは余りよろしくないことだというふうに私は思っております。人それぞれ、議員はそれぞれの意見を持っておるわけですから、普通、一般質問は一般質問としてその人の自由な意見をしてこれは当然だというふうに私は思っております。

それから、4月の統一選挙等でやめるべきだというような話もございますけれども、さきの4月の統一選挙には、議員もみずから立候補して今議員となられておるわけですから、私の辞任について、そのときに選挙民に問うこともできたかなというふうに思っておるところでございます。私同様、じゃ遅きに失したかなという感じもいたさないわけではございません。

それから、住民を無視し愚弄した行為だと、大変厳しい言葉であります。私は、住民を無視した、またそういうふう考えたことは一度もございません。常に住民を見据えた中で、合併実現に向けて努力をしているところでございます。今のところ、議員と同じ考えを持つ意見がまだ私の方へは届いておりません。

私は、水道の件にいたしましてもそうでございますけれども、第一に住民のことを考えて行政をやっているつもりであります。生活が少しでも楽になるように、住民の負担の増につながらないようにということで進めているところでございます。

今回の市との合併につきましては、合併基本計画が中止されたときも、市長の考えは、先ほども申し上げましたけれども、市長の態度というのは、この利根町を気遣い、首長がかわればいつでも早い時期に合併が実現できる可能性を示唆した言葉で締めくくっているところでございます。公式に、非公式に、そのような言葉は、私の耳に残っておるところでございます。議員もその点は既にご承知かと思えます。

ですから、この合併には少し時間がかかると。一度壊れたものをもとに戻す、これは大変なことでございまして、壊れたことによって、相手も大分以前と変わってまいりまして、何かどこかちがうなというふうに今感じているところでございます。

市長は、今回、合併審議会の委員となりましたけれども、市長会長として、また龍ヶ崎

市長として、いろいろその分けて発言をされておるようでございます。私には、理解できない一つであるというふうなことでございます。

もう一つ、理解できないのは、議員が言う、賛成か反対かわからない、賛成であって反対の内容を述べる、それがどうももう一つわからない点でございまして、やはり議員ははっきりさせるべきだと、どちらかに回り言うべきだというふうに私は感じておるところでございます。

次に、住民による行政とは何かとのことでございますが、行政としては、地区懇談会をまず開いて、その中で住民の皆様が町の重要な政策の内容についてご説明を申し上げ、そして、その政策などについて住民の皆様方と意見の交換を行ってきたわけでございます。また、住民の皆様が日ごろ思っている町に対するご意見、ご提言をお聞きいたしました。それを参考として、行政運営に生かしていくことが重要であるというふうに感じております。広く住民の皆様のご意見を吸い上げてやっていくことは、私は大変大切なことだと、重要なことだというふうに感じております。

また、改まった場での意見の交換だけではなく、日常的な会話の中に、重要な視点、問題を見つけることができる場合もございます。住民の皆様と情報を共有することで、さまざまなご意見を提言していただけるものと考えております。

議員は、先ほど地区懇談会についていろいろお話されましたけれども、私は、この地区懇談会は非常にいい方法だなと、いいやり方だなというふうに思っております。特定の人でない不特定多数の人との意見のやりとりというものができるもので、行政を進める上では、効果的かつ効率的なやり方だなというふうに思っております。

利根町は、今、大きく揺れ動いております。多くの方が行政に大変関心を持っていてくれていると思っております。自分たちの住んでいる町がどうなのか、自分を含めて生活はどうなるのか、あるいはまた老後はどうなるのか。そして子供たちは、病気などになったらどうするのか、医療機関はどうなのか。また学校の統合にいたしましても、地域の子供たちはどうなるのか、自分の子供の通学の問題、いろいろ話し合われているところでございます。

また、定年退職された人も、勤めをやめて初めて自分の住んでいるところがどういうところなのか、いろいろと関心を持ち始めているのではないかと思っております。そしてその地域の中に溶け込もうと努力されている、このように思います。しかし、何をどうしたらいいのかわからない人もいると思います。ボランティア活動をしたい人、また少し賃りを希望する人など。ですから、他の自治体よりも、利根町は、行政に対しては非常に関心の高い住民が多くいる。そういう関心の高い中で行政が執行されているというふうに私は感じております。

このような中であって、地域の人々が集まって情報を得る、そして考え、意見を述べる機会を得ることは、大変仲間意識も醸成され喜ぶことだろうというふうに思っております。

また、懇談会では、知らない人、初めての人も集まってきますから、余り長く持論を展開し、また自己中心なことなどを言って食い下がる人などもいますけれども、初めて参加する人がその場を見て二度と来ないという人もありますけれども。とにかく、今この町は通常でない選挙によってこの私が出現したわけでございますから、興奮冷めやらぬ人がいても当然かと思っております。それはそれで、遺恨として残ることはわかっておりますけれども、嫌になって帰ろうがどうしても、いいわけでございますけれども、しかし、住民の皆さんが考えを聞くという点では、会が荒れようが、意見が出さずにまた帰ってしまうので、そこに参加するということが大変私は意義もあるのかなというふうに思っております。ですから、この地区懇談会というような名前はさておいても、この制度は今後も続けていくつもりでおります。

いろいろと町民の皆さん方からのご意見もお聞きしますし、また議員の皆様方からのご提言も幾らでも私はお聞きいたしますし、受け入れたいと思います。しかし、議員が言うように、私もその中に入れてくれよというお考えは、私は受けられない。いろいろな方と相談した中で、いろいろな意見を聞く中で、会がどういう会になるかを想定してしまいますので、議員におかれましては、どうぞご提言のみでひとつお願いをしたい、それを十分に私どもは内容を精査いたしまして、取り入れるべきところは取り入れるというような方向でやっていきたいというふうに思っております。

また、各種委員の氏名等についても、議員は入手希望をしているというふうに伺っておりますけれども、なぜ情報公開条例を違反してまで知ろうとするのか、これまた疑問なところでございます。開示できないものはできないわけですから、ご理解をいただきたいと思っております。

話は飛びましたが、とにかく地域の話し合い、懇談会は開催し、民意を反映させるべく努力をしてまいり所存でございます。

住民が行政に参加する前に、行政で何をしているのか知っていただくことも大事であるとお話しても、そんなことは町でやればいいと、何でおれが口を出さなきゃならないんだというような意見もございます、そういう人もいます。ですから、行政側から積極的に住民側へ出向いて行って、住民と向かい合い、顔を見ながら話す方法は、私は非常に重要なことだなというふうに感じております。知っていただいた上で、行政に参加してもらおう。自分の町ですから、必ずや関心を持って参加していただけるものと私は思っております。そのことによりまして、参加された方また参加されなかった人も、次第に関心を持つ、そして一生懸命になってやってくれる、行政にお手伝いをしてくれる、そのようになると思っております。

ですからまず行政が動く、そして住民に知ってもらおう、知ることから意見を、考えを出してもらえというふうに思っております。地区懇談会のよさはまさにそこにあるのではないかというふうに思っております。

この中で、個々の意見もわかるし、理解もできる。これらの中から、何々委員でも何でも協力を求めれば、必ず協力はしてくれるし、さらなる建設的な意見も出るかと思えます。については、町発展に住民サービスの向上につながっていくものと私は思っております。

次に、3番目の行政改革懇談会についてのご質問でございます。

まず、利根町行政改革懇談会につきましては、懇談会規定を設けて、その役割、内容、組織、任期などを定めて運営をしているところであります。そして、懇談会委員につきましては、非常勤特別職と位置づけております。

行政改革懇談会は、社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政の実現を推進することによって、広く町民の意見を聞くために設置しているものであります。行政懇談会は、利根町の行政改革の推進に関する重要な事項について内容を協議し、その結果を町長に提言することが最終的な目的となっております。

懇談会の委員につきましては、これまで、規定上、12名の定員に対しまして、10名委嘱していたわけですが、平成19年度から規定を改正いたしまして、8名に削減して委嘱をしているところでございます。

前までの懇談会委員は、議員さん、旧役場職員、団体役員の方々が半数を占めていたため、細かい議論が交わされず、方向性がすぐ決められてしまう傾向があったと考えられます。このことから私は、肩書にとらわれない、触接行政サービスを受ける立場の一般町民の方々に委員になっていただき、生活に密着した住民の目から見た行政に対するご意見をお聞きすることが、よい行政を推進するために必要なことであるとの思いがありました。このようなことから、布川、文、文間、東文間ごとに一般の方々に、私から委員になっていただけないか、そして本音を語ってほしいというふうをお願いをして、ご協力をいただいたということでございます。

また、今回の委員には、女性委員を2名任命しております。男性ばかりでなく、女性にも加わっていただきまして、女性の視点から見た行政に対するご意見をいただくことにより、より内容が幅広く充実したものになると考えております。

また、これまでに行政改革懇談会を2回開催いたしました。公共施設、町有地の有効活用や一般廃棄物手数料の見直しについて議論をいただいているところでございます。

今後、これらとあわせて、役場組織の見直し、人件費の問題、事務事業、補助金の見直し、経費削減など行政に関するさまざまな問題、多方面から議論していただきたいと考えているところでございます。これらの議論を通して、社会経済情勢の変化に対応した、簡素で効率的な町政を推進することにつながるような提言をいただきたいと考えておるところでございます。

最後のご質問の、行政改革に新たな発想と方法が必要ではとのことですが、議員ご指摘のとおり、即効性があり有効な増収策については、なかなか見出せない状況であります。企業の誘致についても、敷地などの条件整備を必要といたしますし、新たな税収

についても増設することが困難であるためであります。

また、政策決定における住民参加のご提案でございますが、これまでも、町長ホットライン、町の地区懇談会、地域懇談会、またメールなどでいろいろと意見をいただきまして、それらを参考としてまいりましたし、これからも、住民の皆様からちょうだいしたご提言などを参考にしていって考えてございます。

ご提言をいただく機会は、いつでも、どこでも、だれでもできるように、またより多くのご意見を提出できるように、提案制度の周知徹底を地域の会議を通して皆さん方にお知らせしていきたいというふうに考えております。

平成18年度の決算から導入いたします事業評価制度につきましては、ただいま準備中でありまして、次年度の予算編成に生かせるように取り組んでまいります。事業評価方法につきましては、当面は、内部に評価する組織をつくりまして、自己評価と評価組織の評価によって行いたいと思っております。そして、その結果をお知らせしたいと考えております。

最後に、次年度の予算編成過程に、住民や議員を入れての検討については、住民の皆様方のご意見、ご要望及び議員の皆様の議会活動からちょうだいしたいいろいろなご意見等については先ほど申し上げましたが、いろいろな場の中で伺っていきいたいと思っております。

また、議員を予算編成に入れることにつきましては、議員ご承知のように、地方自治法第96条の規定では、議会に予算を定めるための議決権限があると規定されております。このことから、議員自身が編成にかかわりますと、議員自身が編成した予算案を議員自身が議決することになり、予算を定める上で、利益の誘導のような非常に不透明な予算が編成されていくということになります。そのため、地方自治法第149条の規定では、普通公共団体の長に、予算を調製して執行すること及び議会の議決を得なければならない事件については、議案を提出することが定められているところでございます。そのため、議員に予算編成に入っていただく考えはございません、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君。

8番（白旗 修君） 第2回目の質問をいたします。

まず最初に、公約違反についての定義について申し上げたのは、これは一人の議員をどうのこうのというのではなくて、一般の理解と非常に違うということを申し上げているのであります、それ以外の何物でもない。ただ、発言したのが能登議員であるということだけのことです。

それから、町長の言い分では、今、自分がやめたら合併がうまくいかない、だからやめないのだというようなお気持ちがあるのではないかと、また住民もそう思っている節もあると思えます。しかし、私は、町長が今、公約どおりにやめることが合併に影響があるかどうかを含めて住民が判断することであって、公約どおりに、本来ならば4月あるいは7月

の選挙のときに、みずから住民に問うのが筋であります。もし、合併が井原町長でなければ続けられないと多くの町民が考えれば、選挙の結果、また町長になり得るわけですから、そういう正式な手続をとるのが筋ではないかというふうに私は言っているわけです。

それから、私が4月の選挙で議員の立候補をしていると、そのときに言うてはどうかというご発言ですけれども、私が言う言わないは今関係ないことで、町長自身が、筋からいってそういう行動をとるべきではないかと言っているわけでありまして、私にどうのこうの言うのは、いささか筋違いではないかと思っております。

2番目の、住民による行政についての質問に対しまして、町長は、地区懇談会は非常に有効だとおっしゃっています。私も、いろいろな形で多くの人々と話をすることとは非常に大切だと、もちろん思っております。ただ、町長に前にお聞きしたときの地区懇談会の目的を聞いたら、これは住民の意見を町政に反映させるという趣旨であったかと思えます。全く町政に反映させるようなことがなかったということではないと思えます、もちろんある程度あると思えます。しかし、あの地区懇談会は、今まで行われた町政懇談会と同じように、どちらかという、住民の方に行政が説明をする、あるいは住民が自分の問題を個々に、自分の地区の問題を含めまして質問をするということで、この行政改革であるとか、合併の問題であるとかいろいろ大きい問題を統一的なテーマで議論をするという場では決してなかったわけでありまして。だから従来と全く変わらないということですから。全く懇談会が意味がないというのではなくて、目的に照らしてみますと、これは余り目的ではないということでございます。

また、ちょっと私と意見は違うのかもかもしれませんけれども、佐々木議員も、地区懇談会のあり方について、別の見方で疑問を呈しておられるようであります。

私は、住民による行政というのには、二つの側面があると思えます。一つは、住民から出された意見や提案に丁寧に対応するというところでございます。もう一つは、行政側からの意見や提案を丁寧に住民に説明することであると思えます。

私は、この目的に対して、地区懇談会は必ずしも十分機能していない。例えば集中改革プランのことについても、正直言って、私自身も一生懸命内容を見ていますけれども、なかなか理解がしがたいところがまだ残っております。ああいう集会の中で、多数の方がいろいろな目的でやってきた中で、例えば、集中改革プランの具体的な内容あるいは行財政改革の具体的な内容をどこまで理解できているんだろうか、私は疑問に思うわけです。

それで、住民から出された意見を丁寧に聞くということは、必ずしも集会だけではなく、いろいろな場面で起こり得ます。6月議会で問題になった消防団長の人事問題も、見方を変えていえば、住民の意思に丁寧に対応しなかった事件ではないでしょうか。つまり、前年度まで団長に引き続き今年度以降も留任してほしいという団員の意思を、町長が無視した行為ではないでしょうか。消防団員という奉仕的な任務を帯びている住民の意思を、町長は任命権という権力によって退けようとしたのではないのでしょうか。これは、住民の意

思を十分に尊重することにはならないと思います。

いろいろの問題がありますが、例えば旧利根中の跡地の利用については、かなりいろいろな住民が使わせてほしいとっているわけですが、これに対して、必ずしも町は丁寧に対応しておりません。今もってこれがなぜ使えないのか、少なくとも住民は納得をしないままに使われない状態になっております。

そういうようなことで、この住民による行政というのは、いろいろな場面で、おっしゃるように住民の意見を聞く、提案を聞く、そして住民にも丁寧に説明をするということをやることがあるわけですが、これが私は十分に行われていない。

何回も、これまでの議会の中でも、説明が求められておりました合併問題につきましても、住民にはどうなっているんだろうかという気持ちがずっとここまで続いてきたことも事実です。これは町側が、合併問題について十分な説明をできなかった、あるいはしなかったという結果ではないかと思えます。これからでも、そういう方向で努力をしていただきたい。

それから、行政改革懇談会についてであります。町長は、いろいろな人から意見を聞くと言っておりますが、しかし、この行政改革懇談会、あるいはほかの委員会などを見ましても、住民を人選をするときに公募をしたということは余り聞いていません。行革懇談会も、町長の考えによって人選をしております。

これは、先ほどちょっと説明がありましたけれども、4地区から平等にとということですが、委員のメンバーをみますと、やはり自分の意向に沿う感じの人を選んでいるのではないかというふうに思われます。余り具体的な名前は差し控えますけれども、町長の自宅を事務所とする後援会のメンバーがその委員会のメンバーになっています。

私は、結果としてそうなっても構わない、やはり気心の知れた人を委員にしたいというのは、その人の能力を買って、だからその人をメンバーにするという考え方は、だれが上になってもあり得ると思えます。そのことを問題にしているのではなくて、なぜ広く公募をして選ばないのか、いつの間にか決まっているということですね。これは大変大きい問題です。本当にこれが住民による行政になっているのでしょうか。あるいはそのほかの教育委員にしましても、前教育長の時代ですけれども、必ずしも前教育長の意見を聞かずに自分で選んで委員に任命しようとしている。こういうことが本当に住民による行政になるのでしょうか、私はならない。まずは広く住民に公募をして、そして選考基準を決めて、オープンに人選をすべきではないでしょうか。

井原町政2年間を見ていますと、自分の考えでいろいろなことをやっていこうという考えが非常に見えます。私は、行政の長ですから、ある程度それは必要だと思います。しかし、議員も、行政の長も、代表ではなくて、住民の代理人なんです。住民がやれないからかわりにやってもらっているだけです。ですから、代理人ならその主人の言うことを一生懸命聞きながらやるべきではないでしょうか。自分の考えを先行させて委員を決めたり、

物事の内容を決めていくというのは、大変住民による行政の目的には合っていないというふうに思います。

それから、4番目の行財政改革の問題ですが、私、レジュメの上にかきました、議員を入れてというのは、今ご指摘のとおりで、私の言い足らずの部分があって、これはそういう意味ではちょっと間違いがございますが。いろいろ福祉行政であるとか、あるいは教育行政であるとか、こういうものやっていくときに、議員が、それぞれの分野の委員会がございますが、それぞれの分野の委員会の議員がそういう問題に参画をしております。その中に、来年度の事業をどうするかというような問題、あるいは、ことはこういうことをやったということが議題になったり、自治体はしております。だからそういうところで、名目的に何々委員だからこの会議は出るということではなく、もっと行政の内容、そして進め方、こういうものをしっかりと見きわめながらやっていくということが必要で、委員がそういうところに今までも参加していますが、そういう形で今後参加する。と同時に、例えば福祉行政なら福祉行政の問題について、基本的には公募でいろいろな人を参加させながら、いろいろな人の意見を聞くというふうに井原町長はおっしゃるけれども、現実には特定の人の意見だけに偏るといえることがあるのではないのでしょうか、私はそういうことがあってはならないというふうに申し上げたいわけでありませう。

この行財政改革についていえば、前から申し上げているように、これは全部、これまで、この行革懇談会を除けば、庁内の方々にやってまいりました。しかし、何事もそうだけれども、内輪の人間だけで大事な問題を決めていく、あるいは決定、考えていくということには限界があるわけだ。つい、内輪の人間だけでやりますと本来の、例えばその事業の目的は何なのか、あるいは実際に効果が上がっているのだろうか、あるいはこれから上がるのだろうか、別の方法はないのだろうか、マンネリになっていないのだろうか、こういう発想がどうしても欠けてしまう。だから、民間の人あるいは外の人を入れて議論をし、政策の形成をし、事業化をしていくことが必要ではないか、そういうことを今までやっているのではないわけだ。

だから私はそういうような形をとるために、民間のそういうことをやるという人々と、それから、先ほどおっしゃったような法律的な問題をクリアする形で、議員も一緒に、新しい政策形成、あるいは行政評価をやっていくことが非常に大事ではないだろうか、こういうふうに言っているわけだ。

前回、先週の審議でありましたデマンド型乗り合いタクシーにつきましても、私は非常に大きな問題点が残っていると行って反対をしましたがけれども、何しろ一括審議ということなので、私は一括審議のやり方に問題があると思いますが、それは今言ってもしょうがないんですが。そういう問題があるから、条件つきで、あの問題についても、賛成だけれども反対の立場をとったわけだ。とにかく、審議のやり方の問題もありますが、そのことは一応除きまして、この行財政改革の方法、発想これをもう少し改める必要がある。



昨日以来、西村議員やあるいは守谷議員がいろいろなアイデアを出しておられまして、そういったアイデアがまだまだいろいろな人から得られると思います。それをいろいろと吟味しながら精緻化していくことが、政策をつくる、事業をつくる上で非常に大事なのではないだろうかというふうに私は思っております。

それで、時間がなくなりましたのでちょっと質問をまとめてみますと、1番目の問題については、認識が町長とは全く違うということがわかります。私はあくまでも公約についての責任をとるべきだと思っております。

2番目の住民による行政については、本当に、住民から提案、意見をしっかり得る方法、それから住民に十分説明責任を果たすという方法で、地区懇談会しかないのか、ほかの方法としてもっと住民が理解ができるような方法というものは何かないのだろうかということをお私に思うのですが、そういう考え方についてどうお考えになるかお聞きしたい。

それから、行革懇談会あるいは他の委員会もそうですが、正直言って、利根町はほとんどオープンじゃないのです。龍ヶ崎のホームページを見ても、いろいろなパブリックコメントも出していますし、いろいろの委員の公募もやっています。それから、議会に限らずいろいろの委員会の議事録なども公表している市町村もあります。私は、こういう公の場、議会の議事録は出ますけれども、そのほかの委員会とか審議会とか、そういったところでの議事内容なんかホームページの上のせてほしい。つまりオープンにするという方向で考えていただきたいのですが、そのことについて、そういうふうにできるだけ早くやっていただきたいと思っておりますが、お考えをお聞きしたいと思えます。

それから、行財政改革の新たな発想と技法というのは、私が今言いましたように、もっと住民がオープンに、行政評価やあるいは予算決算のチェックに加わるように、そして法律に抵触しない形で議員も参画するという方策を今後考えてもらえるかどうか、その点をお尋ねして、時間がありませんので終わりにいたします。以上です。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 今、白旗議員からいろいろとご指摘をいただきました。ありがとうございました。

それですまず申し上げますけれども、私の基本は、住民の意見を吸い上げるにはやはり地区懇談会等が一番いいというふうに思っております。議員も地区懇談会が悪いとは言っておりません。そのほかの何かの方法があればということでご意見をいただいておりますので、何かいい方法がありましたら、ひとつご提言をいただければご検討いたしたいというふうに思っております。

それから、各委員会等の議事録等につきまして、オープンに公表しようというようなことですが、これはもっともなことではございまして、行政側も、議会側も、お互いにこの点につきましては、住民の目というものがありますから、また住民が知ろうとする

意識というのは年々高まっていますから、やはりお互いにオープンに、そして住民と情報を分かち合いながら、共有しながらやっていかなければならない問題だというふうに考えております。

それから、どうも先ほどからつかかかるのは、条件つきという点なのですね。議員、条件つきで賛成されても反対されてもいいのですけれども、それは実行されないことについて不満残りませんか。どっちかにぱっと切った方が私はいいと、私が言うのもあれなんですけれども、そのような考えの方が私はいいなというふうに思っています。

それから、いろいろな予算等についての議員参加の方法でございますけれども、この辺については、今の現行法ではちょっと無理ですね。ただ議会といたしまして、何か重要な案件についての要望と、今までもここに高木議員おっしゃいますけれども、共産党などは党としていろいろと、こういうことにといいことで要望を受けたことはございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君の質問が終わりました。

一応終わりましたということで宣言しましたので、終わらせていただきます。

暫時休憩をいたします。

午後 3 時 2 8 分休憩

---

午後 3 時 4 0 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9 番通告者、10 番五十嵐辰雄君。

〔10 番五十嵐辰雄君登壇〕

1 0 番（五十嵐辰雄君） 9 番通告、10 番五十嵐辰雄でございます。

通告に従いまして、次の 2 点について質問いたします。

1 番ですが、第 4 次利根町総合振興計画並びに 3 期基本計画策定について。2 番、龍ヶ崎市との合併について、以上であります。

まず 1 番でございますが、第 4 次利根町総合振興計画の内容についてでございますが、その構成でございますが、これは基本構想がありまして、その中にあります 2 期基本計画は、平成 19 年度が最終年度でございます。次の年度は、平成 20 年から 5 年間の年次計画をつくるわけでございますが、その中で、特に重要施策となる事業とその実施計画についてどのように進めていますか、お伺いします。

それでは、この計画の内容を、次の 7 項目に分けて計画の順序をお尋ねいたします。

まず（1）でございますが、基本構想の見直しについて。基本構想は、議会の議決を要するわけでございます。基本構想を変更するには議会に諮ります。そのとき、平成 20 年から 5 年間の基本計画と一緒に議会に諮ると、そういう議案の中に追加することはできないかということでございます。

今の基本構想は、平成10年度を初年度としまして平成32年度を目標年度としております。このように、構想には年度を明記しております。基本構想の期間といえば、22年間の利根町の期間構想でございます。井原町長は、6月の定例議会で、この基本構想を見直すと言っておられます。どのような理由でこの基本構想を見直すのでしょうか、その点をお尋ねします。

そして、基本構想の一部を見直す場合でも、議会に諮る必要があるのかどうか、その点をお願いします。もし議会に諮るときには、3期基本計画も議会と一緒に諮るという制度に町の規約を改正する考えはあるのかどうかお尋ねします。すなわち、基本構想と一緒に基本計画も議決案件として取り扱う方法でございますが、その考え方をお答えください。

2番でございますが、計画を策定するには、無作為に抽出しました2,000人のアンケート調査を行ったが、その調査分析は終わっていると思いますが、これは9月「広報とね」に概略が書いてあります。今回のアンケートでございますが、その特徴とする点は、どういところでアンケートにあらわれましたでしょうか。

現在の2期基本計画のアンケート調査によりますと、これは平成13年9月から10月にかけて実施してあります。前回と比較しまして、この5年間に町民の意識はどのように変わっておりますか、もしその点、分析ができれば、その5年間に町民の意識の変化、そういう点もお答えください。

それから、3番でございますが、総合振興計画を策定するために、その振興計画の委員でございますが、現在その作業中と思いますが、委員さんの方は委嘱は進んでいますかどうかでございますが、6月の定例会で町長は、専門部会を設置し、その専門部会の方で基本構想、3期基本計画の策定に着手しておると、そういう町長の所信にありましたけれども、今現在、役場の事務当局では、この基本構想の見直しと3期基本計画の策定作業の手順は今どのくらいまで進んでいるか、その進捗状況をお答えください。

それから(4)でございますが、振興計画審議会の開催でございますが、いつごろ開催する予定でございますか。多分3月定例会では、振興計画の委員の条例改正案が出されましたけれども、これは否決でございます。賛成少数です。今最も大事な振興計画の策定でございますが、3月定例会で否決されました。それから6月も9月も再度、振興計画委員の条例の改正が、案は出ませんけれども否決されましたので、現在の旧振興計画委員さんに委嘱をするのかどうか、その点もお伺いします。

5番でございますが、広く町民の意見を取り入れる方法でございますが、アンケート調査だけでは私は不十分と思えます。もう少し幅広く、専門部会の委員さん以外にも幅広く町民の意見を聞くという場があるのかどうか、その点もお答えください。

それから、6番でございますが、基本構想及び基本計画がまとまった素案の段階で、パブリックコメント制を導入する考えがあるのかどうか。今この合併問題でも、いろいろな政策決定する場合には、地区の懇談会、アンケート、それから専門部会以外にも、広く町

民の意見を聞くという場を与えて、パブリックコメント制というのは、行政の一手段でございます。まだまだ利根町では、そういう制度が、今まで検討していないと思うのですが、この制度をこれを契機に取り入れる考えはあるかどうか、お伺いします。

7番でございますが、策定完了でございますが、平成19年度には、多分20年度から第3期計画が始まりますので、多分、今年度中には策定完了すると思うのですが、その完了した段階で広く町民に知らせる方法でございますが、どういう方法で町民に知らせるか、いわゆる概要版をつくり各戸配布するのかどうか、それとも基本構想と3期基本計画できた場合に、セットして、地区懇談会、地区説明会を開催する予定があるのかどうか、その点もあわせてお伺いします。

それから、2番でございますが、龍ヶ崎市との合併ですが、今期定例会は、合併問題が多くの議員から出ておりました。どの議員が何を質問したかについては、議員は発言の自由がございますので、その議員がどうおっしゃったかについては私は言いませんけれども、総体的に、ほとんどの議員が合併を願っております。

それでは、町長、再三答弁しておりますが、今、茨城県市町村合併推進審議会にゆだねると、そう答弁でございます。第5回まで開催されまして、自主的な市町村の合併の推進に関する構想、それが示されました。そして対象市町村の組み合わせとしまして、県内では唯一、龍ヶ崎市・利根町のみ限定されました。これについては、町民の熱い思いと、井原町長みずから龍ヶ崎市並びに県の方へ出向きまして、利根町の合併に対する熱い思いが、県並びに合併審議会の方に届いたものと確信を持っております。ここで、重複しますが、町長のこれまでの、龍ヶ崎市・利根町がただ一つの合併の構想の市町村になったということに対する町長の行動を、そういったものを概略をもう一度お伺いします。

それから、合併機運の醸成ですが、パブリックコメントによる意見募集についてですが、最初は各戸配布、2回目は戸別配布と、手順を変えまして、相当町長は熱が入っております。その辺、もう一度お伺いします。

それから、合併というのは、行政と、それから行政はもう無論トップの長でございますが、町長と議会と、それから町民と、この一体感でないといけませんけれども、これから町長と町民の合併に対する役割、この役割を明快に町長の方からご答弁をお願いします。以上です。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、五十嵐議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず第4次利根町総合振興計画並びに第3期基本計画の策定についてでございますが、まず第1点目の基本構想の見直しについてでございますが、この基本構想審議に当たり基本計画を議決事件に追加するかどうかという点でございますけれども、この点につきまし

ては、議員の質問のようなお考えもございますけれども、現行法が、地方自治法第2条の規定のとおり、基本構想にかかわる部分について、議会に議案として提出してまいりたいと思います。

ただ、第3期基本計画の部分につきましては、資料として添付したいというふうに考えております。

それから、どのような点を改正するのかというような点でございますけれども、これは基本構想の中ですね。主に人口、それから土地利用の部分について直していきたいというふうに思っております。

次に2点目の、計画策定に関するアンケート調査の分析結果についてでございますけれども、調査の結果を取りまとめた資料を議員の皆様方に配付したわけでございますけれども、それを見てごらんになっていただけたと思いますけれども、今回の調査は、平成19年5月16日から6月30日まで、方法は郵送によって行ってきた。それで無作為に抽出した2,000人で、939人から回答がございました。

それから、以前の住民の意識調査と、どのような変化が見られるかというようなことにつきましては、課長の方からお答えさせていただきます。

3点目の専門部会の機能性についてということでございますが、ボランティアや過去にご意見を町へ多く寄せていただいた方などの住民の方30名を選んだわけでございますが、1人どうしてもというようなことで29名となっております。男が21名、女の方が8名と各課職員33名を構成員として、5部門、五つの部門に分かれて、今後の基本計画の提言等について話し合っていたいております。

現在、集中的に会議をしていただいております。住民の方々のふだんの生活している中での不便等について、いろいろ不便だなと思うような点を含めた中でお考えを出していただいて、いろいろなご提言を含めて今後協議されていくものと思います。

この専門部会の委員でございますが、今もちょっとお話しましたけれども、いろいろ町にメール等を寄せていただいた方、あるいは地区懇談会等についていろいろご意見を出していただいた方、名前、顔、私知らない方が多いわけでございますけれども、その意見の内容を見まして私が選ばせていただきました。ですから、初会合のとき委嘱状を渡したわけなのですが、大部分の方は私はお話したこともございませぬし、まだ顔も私そのとき直接お会いした方も大分いるというようなことでございます。

4点目に、振興計画審議会の開催についてということでございますが、専門部会が終了した後、策定作業を進めて、策定委員会での協議を行いまして、審議会を開催したいというふうに思っております。

いつごろかというようなことでございますが、これも担当課の方で今、進捗状況、担当課の方わかりますので、その見通しなどについて説明をさせます。

それから、審議会ですね、振興計画審議会の委員、議会で否決されました。その旧委員

の委嘱云々でございますが、これはまだ検討課題として、もう少し時間がございますので、検討してまいりたいと考えます。

それから、5点目の、広く町民の意見を取り入れる方法についてということでございますが、現在、専門部会で取りまとめていただいている第3期基本計画の素案ができ上がった段階で、もう一度といいますか、地区説明会、要するに住民にこういうふうなことで、こういうふうな計画を立てますよというようなことで説明に上がる予定でございます。そしてその後に、計画していただいた上で、その計画について、住民の皆様方からご意見やあるいはいろいろな提言等をお聞きいたしまして、この3期基本計画の施策等に反映させていきたいというふうに考えております。

それから、6点目の、基本構想及び基本計画の素案の策定に、パブリックコメント制の導入はということでございますが、ただいまお話ししましたように、地区でこの素案等について説明をいたします、開催をいたします。一定期間を設けて、この第3期基本計画の素案について、住民の皆様方から、ご意見あるいはご提案をいただく機会を設けたいと思っております。ですから、パブリックコメントという制度という名前じゃなくて、その場でぜひご意見をいただきたいというふうなことで、住民の皆様方からのご意見を受けるつもりでございます。これは郵送でも、電話でも何でも結構ですが、なるべくでしたら、用紙に書いていただくということが一番よろしいかと思っております。そして、基本計画の素案に対する意見をいただきまして、よりよい計画策定ができるようにということで進めていきたいと考えております。

それから最後に、策定完了時期と町民に知らせる方法でございますが、まず専門部会での委員のご提言等を取りまとめを行いまして素案が策定されます。そして早い時期に地区の皆さん方にその内容を説明する説明会を開催いたしまして、計画の詳細を住民の皆様方に説明いたします。さらに、今申し上げましたように、いろいろと意見をいただきたいというふうに思っております。

最終的な基本計画の素案を、その上、策定して、振興計画策定委員会の承認をいただき、その後に、振興計画審議会における審議を経て答申をいただきまして、基本構想の部分については、議会の議決をいただくように進めていきたいというふうに考えております。

町民に知らせる方法はいろいろあると思っておりますけれども、議員ご指摘のように各戸配布する方法とか、あるいはまた広報、ホームページいろいろございますけれども、とにかく住民の皆様方に広くお知らせしていきたいというふうに考えております。必要があれば、また地区説明会も開催していきたいというふうに思っております。

次に、2番目の、龍ヶ崎市との合併についてでございますが、これまでもいろいろな議員にお話をしてきたところでございますが、今回、利根町議員の皆さん方には、龍ヶ崎市との合併の推進に関する決議をいただきまして、ありがとうございます。これで私が龍ヶ崎市との話し合いをする中で、一層弾みがつくなというふうに思っております。

ます。

ただ、きょうの新聞等でも出ておりますように、大分龍ヶ崎市との温度差はあるなど、これを埋めるには大分力を要しなければならないなど、なお一層の住民の皆さん方からの後押しが必要だなというふうに思っておるところでございます。

その中で、龍ヶ崎市・利根町の合併、審議会においての、県内で唯一龍ヶ崎市・利根町の合併だけでございますけれども、自主的な市町村の合併の推進に関する構想の中に位置づけられなかった市町村についての項目で、検討対象とした18市町村のうち、今回、組み合わせを示さなかった16市町村についても、自主的な市町村の合併を推進する必要があると考えられるが、合併機運が十分に高まっていないことや、合併意向があるものの、相手先の市町村に意思がないことなどから、現在の構想対象市町村の組み合わせに位置づけるまでには至らなかったというふうに付記されておるところでございます。審議会は非公式で今回行われておりますので、審議内容、経過等については私どもわかりませんので、私の方からお答えは差し控えたいというふうに思います。

次に、合併機運醸成とパブリックコメントによる意見募集の活動についてでございますけれども、9月12日、あすですね、パブリックコメントの期限でございます。すべての町民の皆様方からいろいろなご意見が、県の審議会に反映させるようにということで、今回意見募集の回覧を全戸配布したところでございます。

内容は、合併情報として、茨城県市町村合併推進審議会が取りまとめた自主的な市町村の合併の推進に関する構想の抜粋をしたものと、意見募集の回答用紙を添付して、全戸に配布をさせていただいたところでございます。

また、機運醸成についてでございますが、本町は、機運が醸成しておると思います。龍ヶ崎市の機運の醸成を図っていくことが、今後の課題であるように思っております。今後、パブリックコメントのご意見が公表されると思われましても、利根町民の思いが龍ヶ崎市民の心にも届きまして、さらなる市の機運醸成が図られていくということを私は期待をしているところでございます。

最後に、合併実現へ、町長、町民の果たす役割についてということでございますけれども、再三申し上げているところでございますし、また議員も今おっしゃっておられましたけれども、議会と町民が一体となって合併に向かって取り組んでいかなければ、この合併は難しいというふうに考えております。

龍ヶ崎市との合併推進に関する決議というようなことで、また、龍ヶ崎市と合併を推進するための財政支援を求める意見書ということで、今回、議会の皆様方に議決していただきまして、本当にありがたいというふうに思っておるところでございます。

合併については、県や龍ヶ崎市で危惧している一つには、議会の動向もあるというふうに思っております。それというのは、前の合併協議のときに、法定協議会で混乱を招いた原因の一つとして考えられるからであります。龍ヶ崎市としても、慎重とならざるを得な

いというのはよくわかります。二度と失敗は許されないわけですから、慎重にならざるを得ないというふうに思っております。

議員の皆さん方も、言葉は悪いのですが、今回もいろいろな方からご質問いただきました。それからまた決議もいただきました。そういうことで、どうしたどうしたという聞くばかりではなく、皆さん方も、選挙公約に、一応選挙時に言葉に出したことだと思いますので、ひとつ合併ができるように、議員みずからも行動を起こしていただきたいというのが私の願いでございます。

また龍ヶ崎市議会において、市長は、合併は議会と市民が決めるとも言っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

再三言うようですが、合併というのは、首長、議会、住民の皆様方が一体となって推進していかなければ実現できないものでございます。龍ヶ崎市も同じだと思いますが、二度の失敗は許されないというようなことでございますので、どうぞご理解あるご協力をお願いしたいと思います。以上です。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、住民アンケート、意識調査の結果でございますけれども、まず、土地利用につきましては、前回のアンケート結果と同様な結果になっております。これは工業用地を拡大するということで、働く場をふやすというようなことで、工業用地の拡大が一番高くなっておりまして、次が、商業用地を拡大するというようなことで、3番目が公園や緑を守るというようなことになっております。

前回はポイントが高かったのですが、公共交通網の整備というようなことが今回10ポイント程度高くなっております。これはやはり公共交通機関がないというようなことで、不便な意識がこのような形になったものと思っております。

続きまして、魅力ある市街地の形成なんですけれども、こちらにつきましては、今まで、「住みよい」「まあまあ住みよい」と答えた方が65%ぐらいいらっしゃったんですけれども、若干落ちて60%になっております。今後も町に住みたいというようなご意見なんですけれども、約55%ということで、若干住み心地から比べますと、ポイント的には落ちているというようなことでございます。

続きまして、道路交通網の整備でございますが、こちらにつきましては、広域幹線道路の整備を望む回答が多くなっております。生活道路につきましては、若干満足度が上がってきているということでございます。

続きまして、公園緑地の整備でございますけれども、新たな公園を整備するのではなくて、現在ある公園などを適切に管理していくというようなご意見が13%ほどポイントが上がっております。

続きまして、あとの方にいきますけれども、商業の振興でございますが、こちらは、買



い物をする際どこに行ってお買い物しますかというようなご質問をしたわけなんですけれども、食料品の部分が、前は約40%だったんですけれども、今回は52%ということで、食料品については町内が多くなっております。日用衣料品その他につきましては近隣の市町村、あるいはわざわざ東京都内まで買い物に行っているというようなご意見も多々ございました。

新しい産業の振興でございますけれども、これは利根町の産業振興のためにも、工業団地など企業の誘致というようなことが一番ポイントが上がっております。それには自然環境との調和が保てればそういう誘致も必要だということで、自然環境を保ちながら工業等の誘致を肯定しておる意見が伸びております。

最後になりますが、広域行政というところなんですけれども、広域行政については、特に不満はないものの、不満度が若干満足度を上回っている状況でございます。

市町村合併につきましては、前回約50%の方が必要だというふうなご回答をいただいておりますけれども、今回は60%ということで、ポイントは大幅上がっております。

続きまして、第3期基本計画の策定スケジュールというようなことでございますけれども、6月、7月につきましては、部内の方でいろいろな施策の現況と課題の整理を行ってまいりました。

先ほど町長からお話ありましたが、7月に専門部会を立ち上げまして、集中的に会議を開いていただくということで、9月末から10月の初旬ぐらいをご提言の期限ということで、ただいまいろいろ進めていただいているところでございます。それが済みましたら、素案の作成を行いまして、素案の作成が済みました時点で、説明会の方を開催したいと考えております。

それと並行しまして、11月、12月に策定委員会、その素案をもとにしました策定委員会を開催をしたいと思っております。その期間、先ほど町長からお話ありましたような、住民の皆様からの原案につきましてのご意見をちょうだいをしたいというふうに考えております。

それをもちまして、策定委員会の方で原案の取りまとめをいたしまして、最終的に審議会の方に諮問をして、答申をしていただくという段取りで進めていきたいと思っております。

時期につきましては、年度内というような形で考えておりますが、できるだけ早くまとめたいと、そのように思っております。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君。

10番（五十嵐辰雄君） それでは、2回目の質問をいたします。

第4次利根町総合振興計画でございますが、その基本構想、これについては、町長答弁ですと、地方自治法第2条の第4項に、市町村の基本構想は議会の議決と、これははっきり明記してあります。私のお願いしたいのは、この基本計画についても、議会の議決はで

きないものかというわけでございます。

地方自治法第96条の第1項には、議会の議決をしなくてはならないものが幾つか列挙してあります。その中には、これは議会の議決をしなくてはならないものでございます。ですからそれに列挙してあるもの以外については、議会の議決をすることは各自治体の裁量でございます。

一番に関心を持っているのは基本計画でございます。基本構想というのは、まず全体の概略的な発展する方向、単なる方向づけにすぎません。ですから私の言いたいことは、基本計画、この中で、5年間に何をすべきか、基本構想に加えて、3期基本計画もあわせてお出しになっているわけでございますが、これは議決事件に加えても別に悪くないのです。これは、罰則規定はありませんので。それで具体的な事業については、議会に諮ることの必要ない、不要なものとして扱っているケースが多うございます。

確かに、3期基本計画については、これは行政と長の専権事項でございます。ですから、参考意見とおっしゃっても、議会としては関与する余地は全くございません。単なる参考意見で、要求とか要望にすぎません。全国の町や村でも、基本計画を議決事件に加えているところがあると伺っております。先進的な町や村の例をよくお調べ願って、利根町も東京から本当に40キロ圏ですから、地方自治の中心でございますので、ひとついい事例を参考にお願いします。

そこで、担当課長にお伺いしますが、地方自治法第96条の1項に、これは料金の徴収、条例の制定、罰則規定とか、条例に定めなきゃならないということありますけれども、それ以外にも基本計画について、条例とかそういった規則で、議会の議決事件として加えることはできるかどうかお尋ねします。

それから、振興計画の審議会でございますが、専門部会とか、すべて策定作業を終わった段階で審議会にかけるというわけでございますが、私の考えでは、審議会が一番組織上はトップでございます。トップの方で、審議会にかけるといったものを決めてもらって、トップダウン式じゃないと、下から積み上げたものが審議会にかけても、ちょっと順序が違っているような気がするのですけれども、そういう点もお伺いします。

それから、パブリックコメントについて。町長のお考えですと、地区懇談会のご意見とか、それから電話なり、メール、投書、郵送でいろいろやってもらっているという話でございますけれども、行政というのは組織体系が大事でございます。ですから、そういった制度、パブリックコメント制度があるということ、町の行政組織の中に、これは条例ではないと思うのですが、要綱とか規則、要領とか、その辺のランクで、こういったものはパブリックコメント制をとると、そういうのを規則、規約の中ではっきりとうたった方がいいと思うのです。

思いつきではないと思うのですけれども、町長は大分熱が入っていますので、懇談会を大分重視しておりますが、懇談会というのは、やはり参加する人が少ないと思うのです。

ですから、懇談会に参加できなくても、自宅にいても、広く自分の意見を出せるという行政組織体系がこれから必要と思うのです。ですからパソコンの時代ですから、ホームページに出せばすぐに皆様方に意見を出すと思うのです。

それから、合併についていろいろ出ましたので、龍ヶ崎市の例を話しますと、これはパソコンのホームページの中にありますけれども、龍ヶ崎市では、以前からこの制度をとっております。現在、意見募集中のものはないようでございますが、最近の事例を二、三申し上げますと、市民協働推進の指針というの、協働というのは、ともに働くですね、市民協働推進の指針、この案についての意見募集、それから障害者プラン、障害福祉計画の意見募集、それから第5次総合計画の素案の意見募集、それから家庭系ごみ有料化にかかる基本方針の案についての意見募集、こういったものも、意見の数は少なくとも、行政の開かれた行政というのは、自宅にいながら、パソコンの画面を見ながら、いつ何どきでも意見を出せると、そういう意見が本当に政策立案には大事でございます。これは行政に関心を持っているからこそ、そういう意見出すわけでございますから。ぜひ、町政懇談会に相当井原町長の行政の比重はかけておりますけれども、こういった新しい制度も導入をお願いします。それには、ちゃんと規則、規約等の制度化、これも重ねてお願いします。

それから、合併でございますが、きのうの利根町議会の決議については、各新聞でけさの朝刊に報道されております。龍ヶ崎市に対しては、非常に温度差があると。そこで、今期定例会の一般質問でございますが、合併できなかった場合の町長の選挙の公約でございますが、公約違反ではないかとか、そんなこと言われておりますが。

町長、この6月の定例会の町長の所信でございますが、このように述べておられます。6月ですから、三月前ですから記憶に新しいわけでございますが。町長は、全身全霊を傾注すると、こうおっしゃっております。全身全霊という言葉は、よく政治家がふだん使っております。国会の場合の全身全霊よりは、地方議会の全身全霊というのは、相当町長のご発言には重みがあります。私も、全身全霊という言葉を広辞苑で見ました。身も心も全部と、そのように書いてあります。これからも、井原町長には、全身全霊という言葉は私もかたく信じ、合併について念書をつけるまで全力投球されんことをご期待申し上げます。

それから、町長の責任問題でございますが、2年でやめるとか、4年続投とか言われますが、今、合併が、井原町長が町民に信託されたそれを果たすこと、これは合併実現が井原町長の責任でございます。ですから、行政懇談会で町長が説明しまして、やめるとかやめないとかいろいろ意見が出ると思うのですが、町長としては、利根町のトップでございますが、そのときは、井原町長はみずからご自分でご判断するものと私は思っております。

現在の状況ですと、一步も下がらないで、町長は不退職の決意で合併実現に努力されることをお願いします。

合併実現こそが井原町長の責任を果たす最大の公約でございます。その点、井原町長にもう一度お願いします。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） お答えをいたします。

まず、基本計画、これを5年間のものを議決事項とするか、要するに議会に議案として提出するかしないかということだろうと思います。

今現在では、議決事件としては考えておりません。あくまでも添付書類というふうなことで。もちろん、基本構想が審議される中で、この辺の意見も当然出てくるものと思いますので、その内容についても審議されるというふうに考えております。

それから、振興計画審議会に先にかけて、それからトップダウンしてその計画を策定していくべきだろうというような考えの質問でございますが、私はこれも考えたわけでございますけれども、それよりも、住民の皆様方に、町の基本計画って何だと。要するに、数多くの人間にまず知ってもらうことから始めようというようなことで、下から盛り上げて審議会にかけるというような方法を、わざわざこれはとったわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、パブリックコメントの導入云々でございますけれども、今、議員も申されておりますけれども、なかなか意見が出ないのです。ホームページ等の問題もありますし、ホームページを開いてみるという人が、果たして利根町の有権者にどのぐらいいるのかなということも含めて、やはりホームページ一辺倒では、ちょっと私は疑問があるというふうに考えます。

ですから、再三申し上げますように、まず多くの皆さん方に足を運んで、要するに、知ってもらうことから意見なり何なり出てくると思うのです。知らないところで、ただホームページを見たから意見を出すという人もいるでしょうけれども、ホームページを見なかった人はどうなのかと。ホームページというのは、自分の部屋にこもって自分自身で一人で見ることが大体だと思います。地区懇談会というのは、大勢寄っているいろいろわいわいがやがや、そういった情報というのは周辺に流れるということも含めて、この地区懇談会、説明会、これのよさを私は買っていきたいというふうに思っておるところでございます。

合併の件でございますけれども、公約違反云々はさておきまして、どうしてもこの合併につきましては見切りをつけなきゃならないわけでございますので、少し時間的には延びておりますけれども。

再三申し上げますように、私は、本来であれば、もう少し早くできるものだというふうに理解しておりました。はっきり言いまして、龍ヶ崎市長の、合併の廃止に対する最後の言葉などを信じますと、大変利根町民の思いを、いつでも来いよというような言葉で言ってくれていましたし、これであれば、もう首長がかわればすぐできるような言葉で、ニュアンスで、私どもは受け取っていたというふうなこともございます。

ですから、2年でできるというふうに私は踏んでおったわけでございますけれども、い

ろいろな面でちょっと延びているというようなこともございますので、今後、答申が出て、県知事がどのような意見を出すかにかかっているというふうに思っております。そういうことで、この時点で、龍ヶ崎市との話し合いを進めた中で、やはり自分自身を、合併ができるかできないかを自分で判断していきたいというふうに考えております。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

基本構想の部分を議決事件に含めてというようなお話だったと思いますけれども。先ほど町長からご答弁申し上げましたとおり、基本構想の部分を議案といたしましてご提案申し上げ、基本計画の部分につきましては、十分に検討いたしました内容を取りまとめを行いまして、資料として添付したいと思っております。

それと、基本構想それに基本計画の部分につきましても、十分住民の皆様方のご意見をお聞きして、そのご意見をもとに検討した上で取りまとめを行っていききたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君の質問が終わりました。

以上で、通告による一般質問を終わります。

---

議長（岩佐康三君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

あす9月12日から9月19日までの8日間は、委員会審査及び議案調査のため休会としたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、あす9月12日から9月19日までの8日間は、委員会審査及び議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

---

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は、9月20日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

午後4時36分散会